

横須賀市財政基本計画

平成 23 年（2011 年）2 月

横 須 賀 市

横須賀市財政基本計画 目次

はじめに	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の対象	2
3 計画期間および目標設定	2
4 本計画の構成	2
第1章 現在の本市の財政状況	3
1 歳入（収入）の推移	3
2 歳出（支出）の推移	9
3 財政調整基金等からの取崩額の推移	12
4 市債借入額と借入残高の推移	14
5 国の基準でみた本市の財政状況	18
6 本市の財政状況の総括	20
第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み	22
1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み	22
2 中長期（平成26～33年度）の財政見通し	27
第3章 持続可能な財政運営のための財政運営方針と具体的な取り組み	32
1 今後の財政運営の方針	32
2 財政運営方針1のための取り組みと数値目標	33
3 財政運営方針2のための取り組みと数値目標	41
4 財政運営方針3のための取り組み	42
第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み	45
1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み	45
2 中長期（平成26～33年度）の財政見通し	49
3 計画のまとめ	55
資料編	57

はじめに

1 計画策定の目的

地方自治法では、地方自治体の会計年度中にかかる経費は、その会計年度中の収入で賄うという原則が定められています（「会計年度独立の原則」。地方自治法第 208 条）。しかし、横須賀市の場合は、その会計年度中の経費に対して収入が不足するため、不測の事態等に備えて蓄えている「財政調整基金」と「公有施設整備基金」（以下、「財政調整基金等」という。）という貯金を取り崩し、収入不足分を埋めています。

財政調整基金等からの取り崩しは、平成 13 年度決算で取り崩しを行わなかったのを最後に、予算編成時点においても決算時点においても続いており、財政調整基金等の残高は年々減少している状況です。

単年度の収支不足を補っている財政調整基金等がこのまま減少していけば、将来の財政運営に大きな支障を来すことになります。

単年度の収支バランスの均衡を図るためには、収入を増加させる、あるいは支出を抑制することが必要になります。横須賀市では、これまで積極的に行財政改革に取り組み、人件費、公債費（通常債分）などの経費削減を図ってきました。しかし、景気低迷、人口減による税収減、また少子高齢化による社会保障費の増は行財政改革による効果額を上回っており、単年度の収支不足が解消できない状況になっています。

現在の経済状況や今後の少子高齢化の進展を考えれば、税収減と社会保障費増という傾向は今後も続いていくと予想され、本市の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。

こうした財政状況の下で、必要な市民サービスを継続して提供していくためには、将来の財政状況をできるかぎり予測し、その将来予測に基づいた財政運営を行っていかなくてはなりません。

「財政基本計画」は、将来にわたって持続可能な財政運営を計画的に行っていくために、財政予測を基に今後の財政運営の具体的方向性（目標）を定めるものです。

また、財政運営についての情報を市民、そして行政内部で横断的に共有していくことも目的としています。

2 計画の対象

財政基本計画は、地方自治体の基本的な行政経費を計上している「一般会計」を対象とします。

ただし、一般会計が経費を負担している特別会計・企業会計の運営についても、一般会計が経費を負担している範囲で計画の対象に含めます。

3 計画期間および目標設定

財政基本計画は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までの 3 カ年を計画期間とします。

計画策定にあたっては、短期的財政収支見込み（平成 23 年度から 25 年度までの今後 3 年間）と、中長期の財政見通し（「横須賀市基本計画」の計画期間である平成 33 年度までの 11 年間）を基に、3 年間の計画期間中の方針と実行すべき財政運営上の目標を設定します。

4 本計画の構成

財政基本計画は、4 つの章で構成しています。

第 1 章では、現在の本市の財政状況分析を行いました。

第 2 章では、第 1 章での財政状況分析を踏まえ、現状のまま推移した場合の将来の財政収支（平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間と、平成 26 年度以降平成 33 年度までの 8 年間）を見込みました。

第 3 章では、第 2 章の収支見込みを基に、今後の財政運営方針を定め、期間中（3 年間）に実行する具体的な取り組みと目標を設定しました。

第 4 章では、第 3 章で掲げた具体的な取り組みを目標どおりに達成した場合、第 2 章の「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」がどのように改善するか推計しています。

《用語解説》

一般会計：市税収入等を財源として、福祉、教育、道路など市の基礎的な行政サービスを経理する会計

特別会計：国民健康保険、介護保険など、主に特定の料金収入を財源として、一般会計と分けて運営する会計

企業会計：水道、下水道、病院など、独立採算で一般の企業と同様の経理を行う会計

第1章 現在の本市の財政状況

本市の財政は、1年間に入ってくる収入だけでは1年間に必要とする経費を賄うことができないため、貯金にあたる財政調整基金等を取り崩すことで、単年度の収支バランスを保っており、この状態は平成14年度から続いています。

第1章では、単年度の収支バランスが取れていて財政調整基金等に頼る必要のなかった平成13年度と比較して、その後どのように単年度の収支バランスが推移し、現在に至ったのかという状況分析を、歳入（収入）、歳出（支出）、財政調整基金等（貯金）、市債（借入金）の4つの視点から行いました。

1 歳入（収入）の推移 ～財政運営の基幹となる歳入が減少～

市の歳入（収入）には、例えば市税のように、本市がその使い道を自由に決められる歳入と、建設事業（歳出）の実施に伴って収入される国・県支出金や市債（通常債）のように、使い道が限定されている歳入があり、前者の収入割合が高いほど、自由度の高い、弾力性のある財政運営を行うことができます。

本計画の中では、使い道の自由な歳入の大部分を占めている、「市税」、「地方交付税（臨時財政対策債等含む）」、「地方譲与税」および「各種交付金」を、「基幹的な歳入」として分類しています。

本市の「歳入総額」に占める「基幹的な歳入」と「国庫支出金等の使途が限定された歳入」の推移は次ページ図1のとおりです。

《用語解説》

歳入：会計年度中（4月1日から翌年3月31日まで）における市の全ての収入

歳出：会計年度中（4月1日から翌年3月31日まで）における市の全ての支出

財政調整基金：年度によって収入が大きく減少するなどの不測の事態に備える自治体の貯金

国・県支出金：市の収入源の一つで、国や県から市へ交付される補助金等の総称

市債：将来の収入で返済する前提で借りる市の借入金

通常債：市債のうち、道路、学校などの建設事業等を行う場合の借入金

市税：市が収入する税の総称。市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等がある。

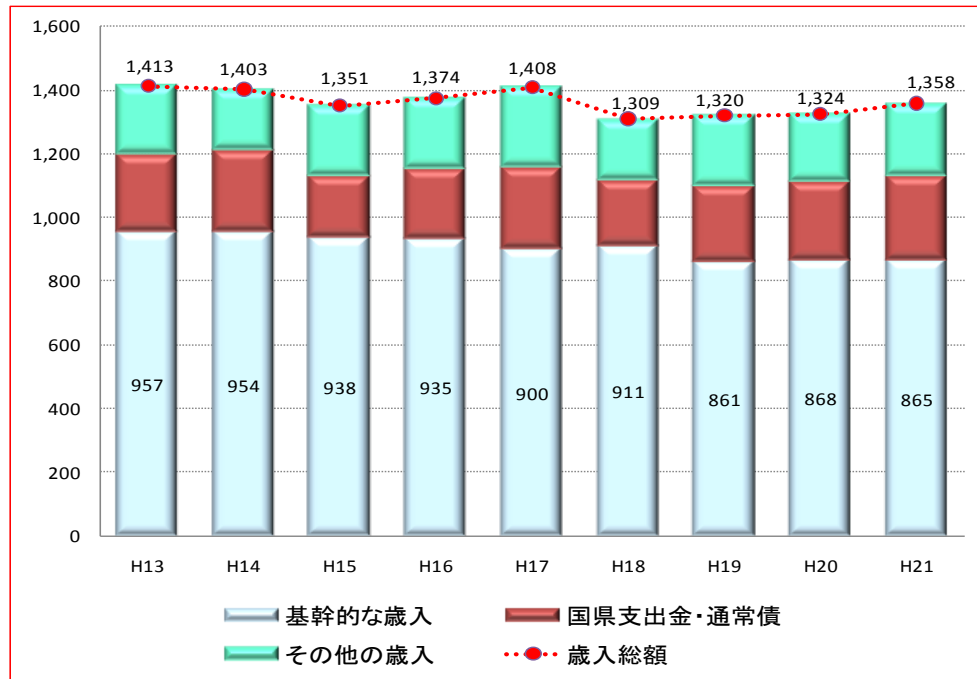
地方交付税：国と地方の財源調整と、地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金

地方譲与税：便宜上国が徴収しているが、本来は地方の税財源であるため国から地方へ譲与する税のこと。
地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等がある。

各種交付金：県に収入された税の一部を市町村へ交付する交付金。地方消費税交付金等がある。

図1 歳入決算額の推移

(単位 億円)



※平成14年度は借換債約38億円を除く決算額

※平成21年度は定額給付金にかかる国庫支出金約67億円を除く決算額

本市の歳入決算額（収入決算額）は、年度によって多少の増減はありますが、おおむね1,300億円から1,400億円で推移しています。

このうち「基幹的な歳入」は、平成13年度以降、毎年度減少傾向にあります。平成13年度の957億円が平成19年度には861億円となり、96億円の減収になりました。

平成20年度以降は微増傾向にあるものの、平成13年度と21年度を比較しても、92億円の減収となっています。

(1) 「基幹的な歳入」の推移

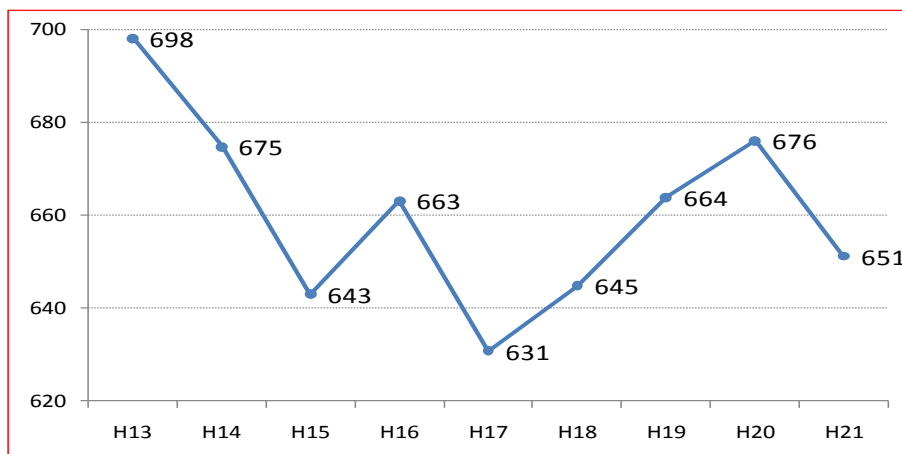
平成21年度決算における「基幹的な歳入」865億円の内訳として、市税収入が651億円（約75%）、地方交付税（臨時財政対策債を含む）が151億円（約17%）と、この2つの収入で「基幹的な歳入」の92%を占めています。

そこで、基幹的な歳入が減少した要因を、「市税」と「地方交付税等」の推移から検証します。

① 市税

基幹的な歳入の中でもその根幹となる市税収入の推移は、図2のとおりです。

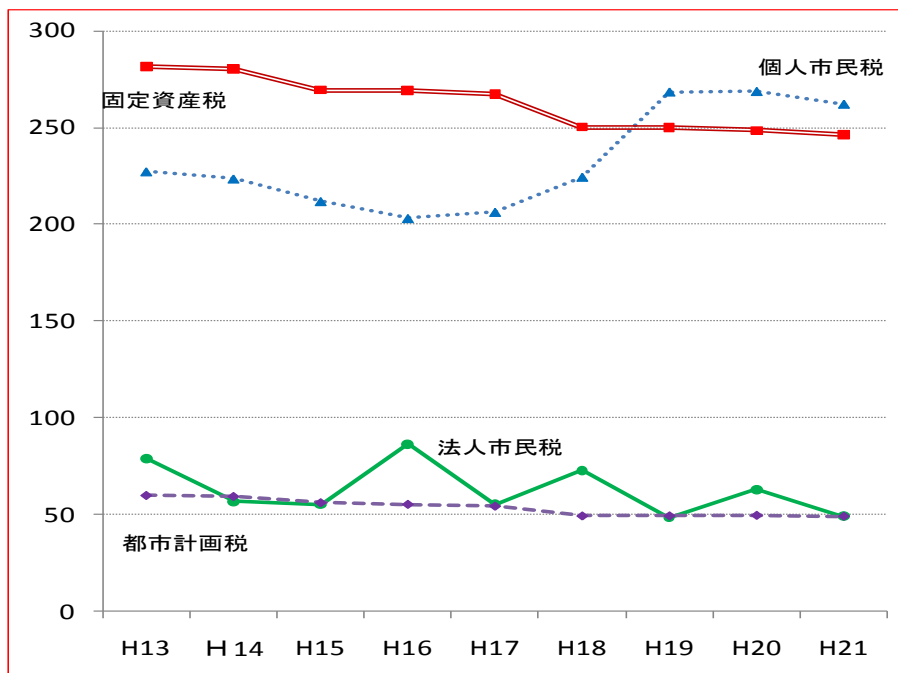
図2 市税収入額（決算）の推移 (単位 億円)



市税の決算額は、平成13年度の698億円以降、変動を繰り返していますが、いずれの年度も平成13年度の698億円以下となっており、直近の平成21年度は651億円で、平成13年度と比べ47億円の減収となっています。

市税の内容を主な税目別に表したものが下の図3です。

図3 主な市税収入額（決算）の推移 (単位 億円)



平成 18 年度まで市税の中で最も収入額の多かった固定資産税は、地価の下落や設備投資の減少が影響し、ほぼ横ばいながら毎年減少傾向にあります。

現在市税の中で最も収入額の多い個人市民税は、平成 17 年度から平成 19 年度にかけて増加していますが、これは、国から地方への税源移譲（所得税から住民税へ）など国による税制改正が行われたためです。平成 20 年度以降は、景気の低迷等により減少傾向にあります。

また、法人市民税は、景気の変動により毎年大きく変動しています。

《用語解説》

個人市民税：その年の 1 月 1 日に、市内に住所があり、その前年に所得があった個人にかかる税

法人市民税：市内に事務所、事業所、寮などがある法人にかかる税

固定資産税：その年の 1 月 1 日に、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している個人・法人にかかる税

都市計画税：その年の 1 月 1 日に、市街化区域内に土地、家屋を所有している個人・法人にかかる税

② 地方交付税等

（ア）地方交付税

税には、所得税や酒税のように国に納められる税と、市民税や固定資産税のように地方に納められる税があります。

自治体も国も税収入を基本として様々な行政サービスを実施していますが、現在の税制度は地方よりも国にその多くが収入される仕組みのため、多くの自治体は自身の税収入だけでは基礎的行政サービスが提供できない状況にあります。

こうした状況から、住んでいる自治体によって住民が受ける基礎的なサービスに差が生じることがないように、国が国税として収入した税の一部を自治体に再交付し、全国どこでも基礎的な行政サービスを受けられるように調整しています。

これが「地方交付税」制度であり、国と地方の財源調整を行うとともに、地域間の財源の偏りを調整する役割を果たしています。

地方交付税は、その自治体が提供する標準的なサービスにかかる経費の見込みと、その自治体の収入見込みを比べ、収入見込みが少ない場合に交付されます。横須賀市も地方交付税の交付を受けています。

(イ) 臨時財政対策債

前述の地方交付税は、国税である所得税や消費税などを財源としていますが、景気が悪くなると国の税収が減少し、国から地方へ交付する財源が不足することになります。

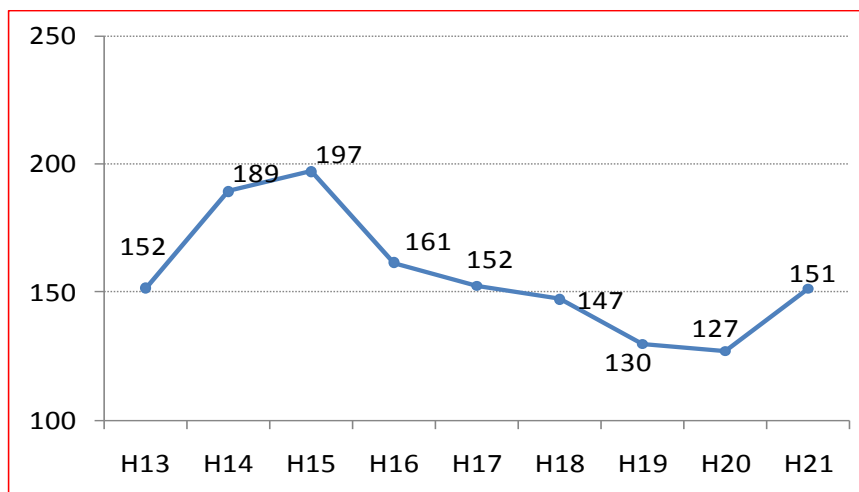
平成 13 年度以降、国はその不足分を補うため、不足分の一部を取りあえず地方に借り入れさせ、その後、地方の借入金の返済に合わせて、返済に要する額を地方交付税に上乗せして補てんする制度を創設しました。

これが「臨時財政対策債」の制度で、この制度の下で借り入れる地方の借金を「臨時財政対策債」といいます。

「臨時財政対策債」は市の借入金（市債）ですが、本来は国が現金で市へ交付すべき「地方交付税」が振り替えられたものですから、前述の地方交付税の一部として位置づけています。

本市の地方交付税（臨時財政対策債等を含む）の推移は図 4 のとおりです。

図 4 地方交付税（臨時財政対策債等含む）決算額の推移 (単位 億円)



《Topics》「臨時財政対策債」を家計で例えると…

給与の支払いで、経営者（国）から従業員（市）に、「今は会社の資金が不足しているので、給料の一部は現金で支払えません。とりあえず、給与の不足分はあなた名義で借金して補てんしてください。ただし、その借金の返済は経営者（国）が責任をもって行います。」といわれました。

生活がかかっている従業員（市）は給与の不足分を借金することにしました。この借金にあたるものが、「臨時財政対策債」です。

(2) 基幹的な歳入が減少した要因

地方交付税が交付される自治体では、制度上、税収入が増加すれば地方交付税が減少し、逆に税収入が減少すれば地方交付税が増加することになります。

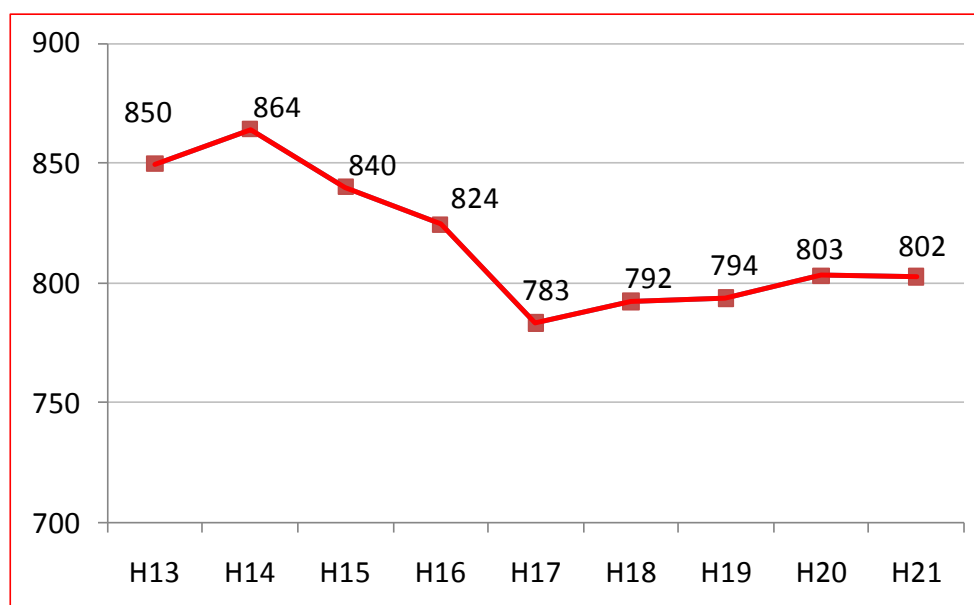
この仕組みによって、各自治体は税収入が減少したとしても、市民に安定したサービスが提供可能となるわけです。つまり市税と地方交付税は、表裏一体の関係にあり、基幹的な歳入が減少した要因を検証するためには、市税と地方交付税等の両者を合算した金額の推移をみるのが重要です。

本市の市税と地方交付税等を合算した金額の推移は、下の図5のとおりです。

市税と地方交付税等の合計額は、平成14年度の864億円から、平成21年度には802億円となり、62億円減少しています。

前述の4ページの図1では、平成21年度の「基幹的な歳入」865億円は、平成14年度の954億円と比べ89億円減少していますので、基幹的な歳入の減少は市税と地方交付税等の合計額の減少が大きな要因になっていることがうかがえます。

図5 市税+地方交付税（臨時財政対策債等含む）決算額の推移 (単位 億円)



市の財政運営の基本となる「基幹的な歳入」が減少しているということは、本市が自由に使い道を決められる収入（一般財源）が減少しているということであり、これは平成14年度以降、年々本市財政の硬直化が進んでいることを示しています。

2 歳出（支出）の推移

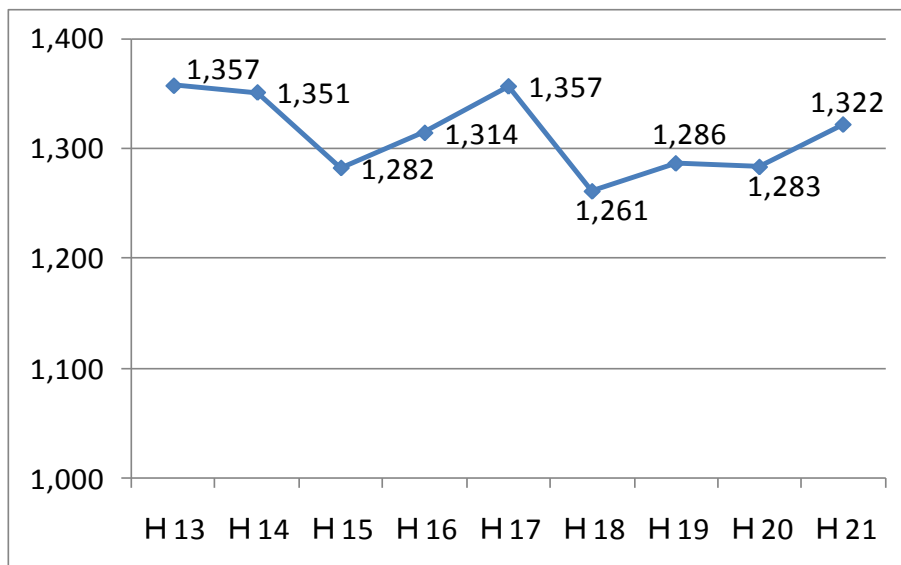
～人件費、投資的経費の減少と社会保障費の増加～

歳出決算額は、平成 13 年度以降、各年度とも 1,300 億円前後で推移していて、ほぼ横ばいといえる状況です。（図 6）

ただ、平成 13 年度と平成 21 年度でその使い道（性質別）を比較してみると、大きく変化していることがわかります。

図 6 歳出決算額の推移

（単位 億円）



※平成 14 年度は借換債約 38 億円を除く決算額

※平成 21 年度は定額給付金約 67 億円を除く決算額

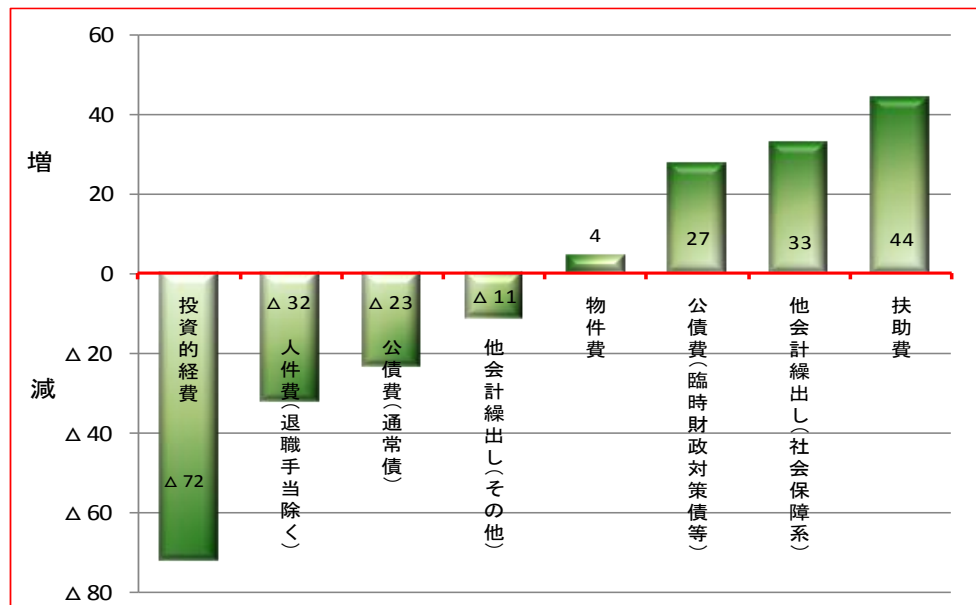
(1) 使い道（性質別歳出）の比較

次ページの図 7 は、平成 13 年度と平成 21 年度の歳出決算（一般財源）を比較し、その使い道がどのように変化したかの増減状況を表したグラフです。

《用語解説》

一般財源：市の収入のうち、使い道を自由に決められる収入のこと。市税、地方交付税等が主な一般財源である。

図7 性質別歳出決算額（一般財源）の比較（H21—H13）（普通会計）（単位 億円）



平成 21 年度と平成 13 年度でその使途を比較すると、投資的経費（72 億円）、人件費（32 億円）、公債費（通常債）（23 億円）が大きく減少しています。要因としては、投資的経費は、小学校や高校など大型の施設整備が終了したこと等により、また、人件費と公債費（通常債）は行財政改革による事業の見直し等の成果によるものです。

一方で、生活保護や障害者福祉、児童福祉などに要する扶助費（44 億円）や、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などに要する他会計繰出し（社会保障系）（33 億円）、公債費（臨時財政対策債等）（27 億円）は、平成 13 年度と比べ大きく増加しています。こうした経費の増加は、人口構造の高齢化や国の財源不足などの影響によるものです。

《用語解説》

投資的経費：

道路、学校、公園など将来にわたり活用できる社会資本（施設等）を整備するための経費

公債費（通常債）：

施設の建設等の財源として借り入れた市債（借入金）の返済経費

公債費（臨時財政対策債等）：

地方交付税の振替として借り入れた臨時財政対策債等の市債（借入金）の返済経費

他会計繰出し：

特別会計や企業会計に対して一般会計から支払われる現金で、特別会計や企業会計の収入だけでは採算が取れない部分等について一般会計が負担する。国民健康保険、介護保険等に対する「社会保障系」と、下水道事業等に対する「その他」に分類している。

こうした変化を、決算総額に占める構成比で比較すると、図8のとおりとなり、年度とともにその使い道が大きく変化し、推移していることがわかります。

図8 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位 億円)



人件費、投資的経費および公債費は、平成13年度では歳出全体の53.8%を占めていましたが、平成21年度には41.9%に減少しています。

一方、扶助費と他会計繰出しは、平成13年度では歳出全体の20.4%でしたが、平成21年度には30.9%に増加しています。

平成13年度以降、歳出総額はほぼ横ばいの状況ですから、増加する扶助費などの社会保障費を、人件費や投資的経費、公債費などを削減することで捻出している状況にあるといえます。

3 財政調整基金等からの取崩額の推移

～収支不足を基金（貯金）の取り崩しでカバー～

前述の、「1 基幹的な歳入の減少」と、「2 社会保障費などの歳出の増加」という傾向が続く中、横須賀市では、その会計年度中に生じた収支の不足分を、財政調整基金などの貯金を取り崩すことで補っています。

この状態は、平成 14 年度以降毎年度続いています。

(1) 財政調整基金等残高の推移

「財政調整基金」は、その年の収入が大きく減少した場合や、一時期に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えて積み立てている貯金です。

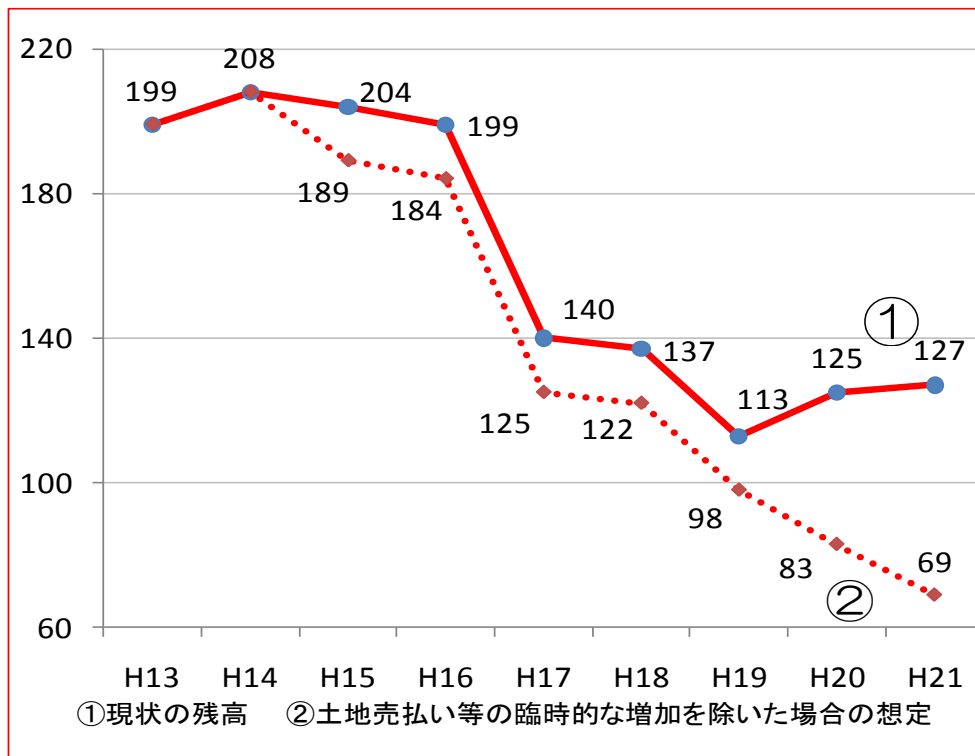
基金残高の推移は図 9 ①で示すとおりです。平成 13 年度から平成 16 年度までは 200 億円程度を有していましたが、平成 17 年度には 140 億円に、以後平成 19 年度末に 113 億円まで減少し、その後平成 21 年度現在で 127 億円の残高となっています。

しかし、この残高には、未利用地等の売却（平成 15 年度に約 15 億円、平成 20・21 年度の 2 年間に約 36 億円）や時限的な職員の給与減額措置（平成 20・21 年度の 2 年間で約 7 億円）といった臨時的に基金を増加させる特別な要因が含まれており、もしこうした要因がなければ、図 9 の②の破線で表すとおり、平成 21 年度末の財政調整基金等残高は 69 億円にまで減少していたものと推測されます。

つまり、財政調整基金等の残高は、臨時的な増加要因を除いてみると、平成 15 年度以降一貫して減少傾向にあるといえます。

図9 財政調整基金等残高の推移

(単位 億円)



(2) 単年度の収支

財政調整基金等の残高が毎年減少しているということは、その年度の収入だけでその年度の経費を賄えていない、つまり本市の単年度収支決算が赤字になっているという状態を表しており、その年の基金減少額が単年度の赤字額といえます。

横須賀市では、土地売却などの特殊要因を除くと、平成17～21年度の4年間平均で毎年約14億円(※)の単年度赤字となっている状態といえます。

※ $H17$ 末残高140億円 - ($H21$ 末残高127億円 - $H20 \cdot 21$ の特殊要因43億円) = 56億円の減少
 56 億円 \div 4年 = 14億円 (単年度の平均財源不足額)

4 市債借入額と借入残高の推移

～通常債の減少と臨時財政対策債等の増加～

(1) 市債の種類

地方自治体は、その年度内に必要な経費はその年度内の収入で賄うのが原則ですが、例外的に将来入ってくる収入を当てにして借金をする場合があります。この借金を「市債」といいます。

市債には、大きく分けて、通常の建設事業等に伴う「通常債」と、前述した地方交付税の不足分を補てんするための「臨時財政対策債等」があります。

「通常債」は、施設整備（道路、学校、公園等）を行う場合など、一時期に多額の資金を必要とする場合に借り入れる市債で、翌年度以降、借入対象施設の耐用年数に応じて分割返済していきます。これは、整備された施設から受けるサービスは将来の市民にも提供されることから、現在の市民からの税だけでなく将来の市民の税からも応分に負担してもらい、世代間の税負担を公平にしていこうという考え方によるものです。

「臨時財政対策債」は、前述（7ページ）のとおり、本来、国から自治体へ地方交付税として再配分されるべき現金が、国の財源不足により全てを現金で配分することができないため、その不足額を一旦自治体が借り入れて、資金不足を補うものです。ただ、返済額は翌年度以降、国が地方交付税に上乗せして補てんする仕組みになっています。

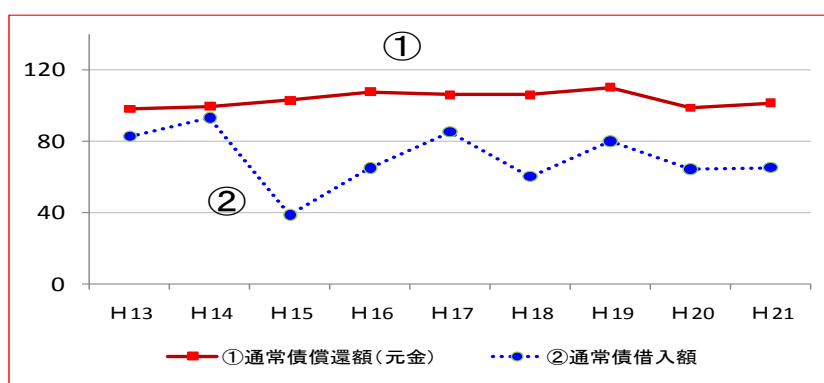
「通常債」は、建設事業を抑制するなど市の裁量で借入額を調整することが可能ですが、「臨時財政対策債等」は本来は地方交付税として交付されるべき、通常の住民サービスを提供するために必要不可欠な財源ですから、借り入れを抑制することが難しい市債です。

(2) 市債借入額と元金償還額（返済額）の推移

① 通常債

「通常債」の借入額は、将来の公債費（借入金の返済に使う経費）を抑制するため、これまでも行財政改革を進める中で制限を設けてきました。特に平成18年度から22年度までは、新たに借り入れる額を返済する額（元金）の75%以下（新規債発行比率75%）に抑え、「通常債」の残高を減少させることで後年度の公債費（以後の返済額）の抑制を図ってきました。（図10、P16図12）

図10 通常債借入額と元金償還額の推移（決算）（単位 億円）



※平成14年度は、借換債約38億円と国庫支出金の振替であるNTT債約18億円の借入を除く。
※平成17年度は、国庫支出金の振替であるNTT債約18億円の償還を除く。

② 臨時財政対策債等

「臨時財政対策債等」として分類しているのは、「臨時財政対策債」、「減収補てん債」、「減税補てん債」であり、いずれも本来国から交付されるべき現金の振替措置として借り入れる市債です。

借入額は各年度で増減していますが、平成20年度を除き、いずれの年度も借入額が元金返済額を上回っています。したがって、「臨時財政対策債等」の市債残高および返済額は年々右肩上がり増加しています。（P16図11、図12）

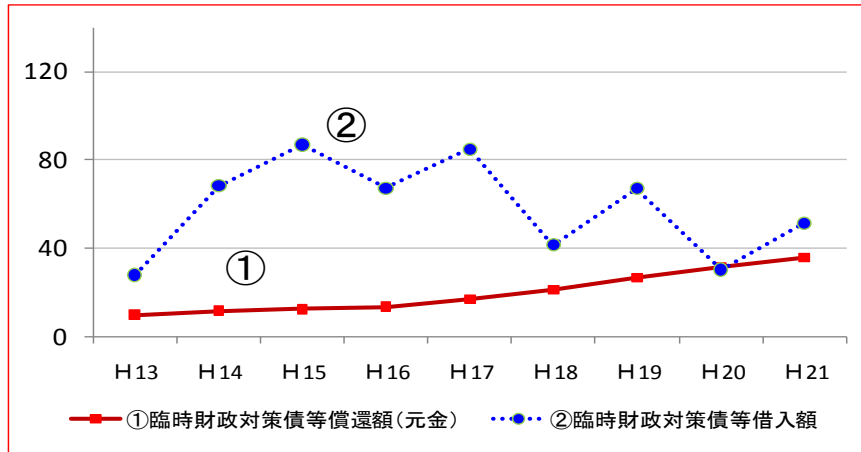
《用語解説》

減収補てん債：地方交付税の計算上で理論的に見込まれた収入よりも実際の収入が少なかった場合に、その差を埋めるために、一旦地方自治体が借り入れる市債

減税補てん債：国の制度改正（地方税の特別減税等）により地方自治体が減収になった額を、一旦地方自治体が借り入れる市債。

減収補てん債、減税補てん債とも、その返済額は後年度の地方交付税に上乗せされる。

図11 臨時財政対策債等借入額と元金償還額の推移（決算）（単位 億円）



(3) 市債残高の推移

図12 一般会計市債残高の推移（決算）（単位 億円）

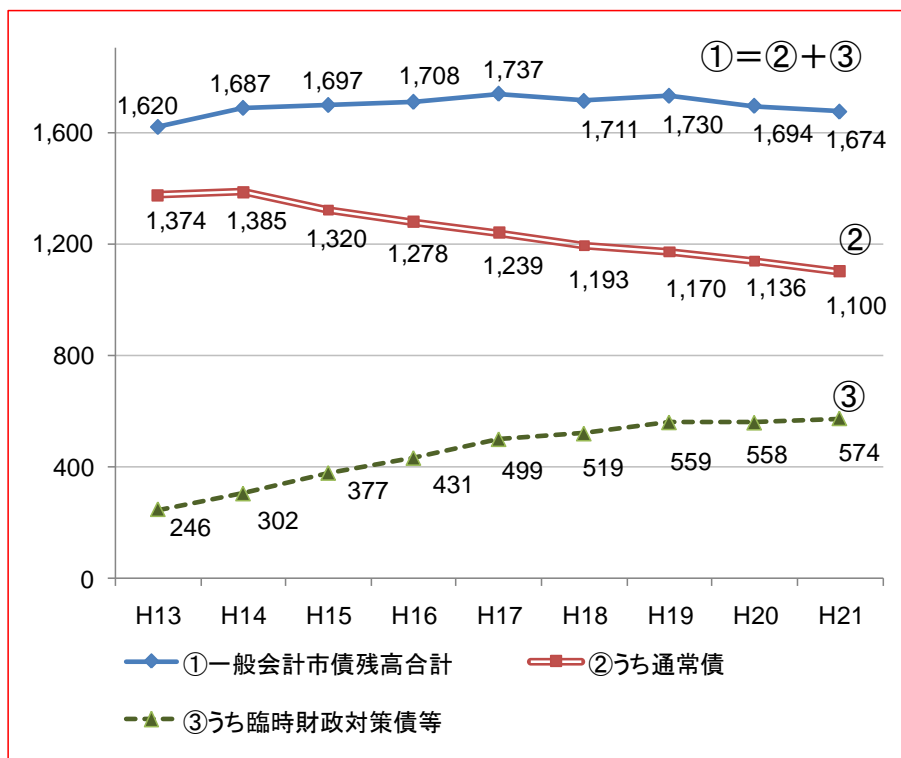


図12の②で示すとおり、市債のうち「通常債」の残高は、毎年度その借入れを元金返済額以内に抑制しているため、年々減少しています。平成13年度末の市債残高が1,374億円であったのに対し、平成21年度末の残高は1,100億円となり、274億円（約20%）減少しています。

一方、「臨時財政対策債等」(図 12③)は、返済する元金よりも多く借り入れているためその残高が増え続けています。平成 13 年度末の残高が 246 億円であったのに対し、平成 21 年度末には 574 億円となり、328 億円(約 133%)増加しています。

その結果、平成 21 年度の一般会計全体の市債残高(図 12①)は、平成 13 年度に比べ 54 億円(約 3.3%)増加しています(H13 1,620 億円⇒H21 1,674 億円)。

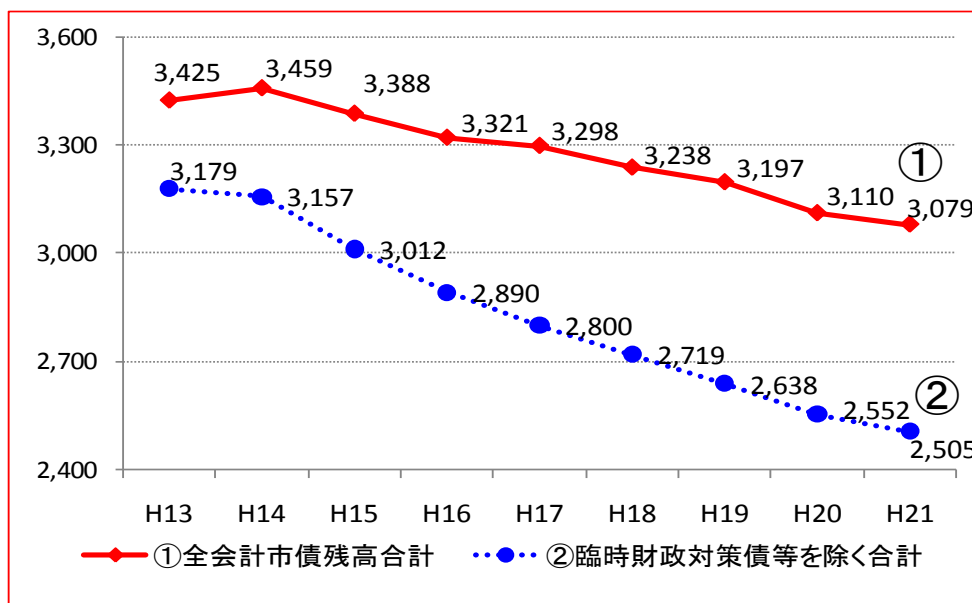
現在、地方交付税の原資となる国の税収(所得税、消費税、法人税など)が伸び悩む傾向にあることから、国は「臨時財政対策債」の制度を当面継続させるものと予測されます。しかし、財源不足を借金で穴埋めし先送りするという制度がいつまでも続くと、果たして将来にわたってもその返済額相当の財源が国から補てんされるのかという懸念が生じています。

(参考) 全会計の市債残高

一般会計以外の企業会計(水道事業、下水道事業、病院事業)、特別会計(母子寡婦福祉資金貸付事業)を含めた本市全体の市債残高は、「臨時財政対策債等」を含めても平成 15 年度以降減少傾向にあり(図 13①)、前述の「臨時財政対策債等」を除けば、その減少傾向はさらに顕著になります。(図 13②)

図 13 全会計市債残高の推移(決算)

(単位 億円)



5 国の基準でみた本市の財政状況

ここまで本市の財政状況の推移を、歳入（収入）、歳出（支出）、財政調整基金等（貯金）、市債（借入金）の4つの視点から分析してきましたが、最後に、法律に定められた基準で判断した場合、本市の財政状況がどのような状態にあるのかを検証します。

地方自治体の財政状況を判断するため、統一した基準を定めた法律が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」です。

この法律は、夕張市の財政破たんをきっかけに定められたもので、自治体の財政が破たん状態に陥る前の早い段階で健全化を図ることを目的としています。

地方自治体はこの法律に基づいて、毎年度の決算で4つの健全化判断比率（指標）を計算します。そして、その内容を監査委員が審査した上で議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。本市においても「広報よこすか」やホームページなどを通じてその結果を公表しています。（表1）

表1 本市の健全化判断比率と「早期健全化基準」、「財政再生基準」 （単位 %）

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市の比率	平成21年度	-	-	5.2	73.8
		(△3.78)	(△12.62)		
	平成20年度	-	-	5.2	83.2
		(△4.69)	(△15.66)		
	平成19年度	-	-	5.4	96.2
		(△3.21)	(△25.63)		
法の基準	早期健全化基準	11.25	16.25	25	350
	財政再生基準	20	40	35	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率における（ ）内の数字は黒字比率を示す。

※将来負担比率には財政再生基準は設定されていない。

法の基準には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階の基準が設けられており（表1下）、比率が「早期健全化基準」の値を超えた場合は財政運営に注意を要する段階（黄信号）、「財政再生基準」を超えた場合は財政が

危険な状態（赤信号）と区分されています。

本市の比率は、この法律で定められた基準と比較した場合、いずれもその基準を大きく下回っており、決して早期に改善を必要とする段階にまでは至っていないこととなります。

しかし、だから大丈夫かという、そうではありません。前述のとおり、平成14年度以降、単年度の経常収支が赤字で、基金が減少し続けているという状況をみれば、数年先に基金は枯渇し、現在のような予算を編成することが困難になることは明らかです。

こうしたことから、私たちは、国の指標による基準にのみ頼るのではなく、将来に向かって財政運営をどのように行っていくべきか、本市独自で計画性を持って検討していく必要があります。

（各指標の定義）

◎実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の市の中心的な行政サービスを行う一般会計の収支の赤字を示す指標です。（基金取崩額を含めた総額の収支で判断するため、本市の指標は赤字とはなりません。）

◎連結実質赤字比率

一般会計に特別会計、企業会計を合わせた本市全体の収支の赤字を示す指標です。（基金取崩額を含めた総額の収支で判断するため、本市の指標は赤字とはなりません。）

◎実質公債費比率

一般会計で負担する借入金返済額が、収入に占める割合を示す指標です。
数値が高いほど、借入金の返済負担が重い状態を表します。

◎将来負担比率

一般会計で将来返済しなくてはならない借入金などの負債合計が、収入に占める割合を示す指標です。
数値が高いほど、将来返済しなくてはならない負債が大きい状態を表します。

6 本市の財政状況の総括（1～5のまとめ）

本市はこれまで、道路、下水道、学校など市民生活に必要な社会資本整備を着実に進めてきました。また、現状においても、学校や公共施設の耐震化、待機児童解消のための保育所整備などを進めるとともに、これまでの資産を有効に活用しながら、市民サービスの充実を目指しています。

一方で、市税収入など自由に使える「基幹的な歳入」が落ち込む中で、本市は行財政改革を進め、人件費をはじめとした様々な事業の見直しにより事業費を削減するとともに、「通常債」の借り入れを抑制することで、公債費（借入金返済額）の削減にも力を入れてきました。

しかし、こうした削減を上回る勢いで扶助費等の社会保障費などが増加しているため、本市財政は平成14年度以降、単年度の収支バランスが保てない状況が続いています。

その結果、単年度の収支不足額を、財政調整基金等（貯金）の取り崩しによりカバーしていますが、この状況が続けば基金はいずれ枯渇することになり、予算そのものを編成することができなくなります。

また、今後も人口減少に伴う税の減少と高齢化の進展による社会保障費の増加傾向が続くことが予想されるため、将来の単年度の収支不足額はさらに拡大し、基金の減少をさらに加速させるものと予測されます。

《ポイント1》

まずは単年度の収支バランスを均衡させるための取り組みが必要な状況です。その年の収入でその年の支出を賄うことができれば、基金残高の減少に歯止めがかかり、将来にわたって安定した財政運営を行っていくことができます。

次に、市債のうち、通常債については発行抑制による管理を行い、その残高を減少させてきましたが、臨時財政対策債等は元金償還以上の借り入れが続いており、着実にその残高が増加しています。制度上、後年度の返済額は全額国から補てんされる仕組みになっていますが、国の財政状況を踏まえると、果たして将来にわたって償還費相当の財源が担保されるのかという懸念が生じています。

こうした状況から、長期的視点に立って市独自で借り入れを抑制すべきという議論もありますが、借り入れを抑制すれば単年度に必要な現金が不足することになり、その結果、ますます財政調整基金等からの取り崩しを増やさざるを得ないというジレンマがあります。

《ポイント2》

この問題は本市だけで解決できる問題ではないので、本市が前述のポイント1のとおり自助努力することは当然ですが、併せて国に対して、地方に安定した税財源が確保される制度に見直すよう、様々な機会を捉えて働きかけていく必要があります。

第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み

本章では、平成22年度当初予算を基準に、今後、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま、現状の事業（「新実施計画」に位置づけた事業を含む）を継続していった場合、平成23年度から25年度までの3年間の歳入歳出予算がどう推移するか、その収支を推計しました。

また、その後の平成26～33年度までの8年間については、平成26年度以降に予測される主な事業費の増減を平成25年度の推計値に加味してその収支を予測しました。

将来、各年度の収支（財源不足額）が、平成22年度予算と比較してどのように推移していくかを検証します。

1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み

（1）歳入歳出予算と財源不足額の見込み

資料編62ページ以降に記載した前提条件を基に、今後3年間の歳入（表2）、歳出（表3）を推計しました。

表2 歳入（今後3年間の財政収支見込み）

（単位 億円）

歳入	現状	将来推計					
	平成22年度 当初予算	平成23年度	対22年度増減	平成24年度	対22年度増減	平成25年度	対22年度増減
市 税	630	631	1	627	△3	625	△5
地方譲与税 各種交付金等	77	75	△3	75	△3	75	△3
地方特例交付金	8	8	0	8	0	8	0
地方交付税	107	124	18	124	18	124	18
分負担金・使用料手数料	50	47	△4	45	△5	45	△5
国・県支出金	250	290	40	298	47	300	50
財産収入・寄附金	2	2	0	2	0	2	0
繰入金	5	6	1	5	0	5	0
繰越金	3	3	0	3	0	3	0
諸収入	68	53	△15	55	△13	56	△13
市 債	138	158	20	164	26	169	31
うち通常債	74	94	21	96	22	96	23
うち臨時財政対策債	64	64	0	68	3	72	8
歳入合計 A	1,339	1,397	58	1,406	67	1,412	73

※財政調整基金等繰入金を除く

※経常的な経費を比較するため、平成22年度当初予算は、臨時的な土地売払い代約11億円を除く。（平成23年度以降も同様）

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

表3 歳出(今後3年間の財政収支見込み)

(単位 億円)

歳出	現状		将来推計				
	平成22年度 当初予算	平成23年度	対22年度増減	平成24年度	対22年度増減	平成25年度	対22年度増減
人件費	303	298	△ 5	299	△ 4	300	△ 3
うち退職手当以外	269	270	1	270	1	270	1
うち退職手当	34	27	△ 6	29	△ 4	30	△ 4
扶助費	296	322	26	334	38	346	50
公債費	170	165	△ 5	168	△ 2	171	1
うち通常債	122	114	△ 8	114	△ 7	114	△ 7
うち臨時財政対策債等	48	51	3	54	6	57	8
投資的経費	69	103	33	104	34	99	30
維持補修	52	55	3	53	0	56	4
物件費	220	226	7	221	1	220	0
他会計への繰出し (社会保障系)	106	108	3	113	8	116	10
他会計への繰出し (その他)	71	72	1	71	0	69	△ 2
その他	110	107	△ 3	111	0	109	△ 2
歳出合計 B	1,397	1,457	59	1,475	77	1,486	88

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

表4 今後3年間の財政収支見込み(財源不足額)

(単位 億円)

	現状		将来推計				
	平成22年度 当初予算	平成23年度	対22年度増減	平成24年度	対22年度増減	平成25年度	対22年度増減
財源不足額(基金取崩額) A-B	△ 59	△ 60	△ 1	△ 69	△ 10	△ 74	△ 15

※平成22年度当初予算の財源不足額(基金取崩額)は48億円だが、収入に臨時的な土地売払い約11億円が含まれているためこれを除く

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

推計の結果、今後3年間の当初予算時点での財源不足額(歳入合計-歳出合計)は、表4に示すとおりとなります。平成22年度の財源不足額59億円が、平成23年度は60億円、平成24年度は69億円、平成25年度は74億円と、いずれの年度も平成22年度を上回る見込みです。

(2) 財政調整基金等残高の見込み

前ページ「(1) 歳入歳出予算と財源不足額の見込み」では、今後3年間の予算上の財源不足がどう推移するか推計しましたが、この財源不足額は基金を取り崩すことによって補てんすることになります。これに伴って基金残高がどう推移するか検証します。(表5)

表5 今後3年間の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)

	将来推計		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
前年度末基金残高 A	132	107	73
当初予算での財源不足額(取崩額)B	△ 60	△ 69	△ 74
予算取崩額と決算取崩額の差 および決算後の積み立て C (年度末に取り崩す必要がなくなる金額)	35	35	35
年度末での実質的な財源不足額 (取崩額)(D=B+C)	△ 25	△ 34	△ 39
年度末基金残高 E=A+D	107	73	34

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

各年度で生じる財源不足額は、財政調整基金等の残高(表5A欄)からの取り崩し(貯金を下ろす)で賄うことになります。

平成22年度末の基金残高見込み132億円を起点として、各年度の当初予算の時点での基金取崩額(財源不足額)は、表5B欄に記載のとおりとなります。(前ページ表4「今後3年間の財政収支見込み(財源不足額)」から。)

しかし、これが年度末の時点になると、当初予算で予定した取崩額(表5B欄)までは取り崩す必要がなくなります。これは、入札などにより、当初予定していた経費より少ない金額で事業を実施することができたなどの理由によるものです。この「取り崩す必要がなくなる金額」(表5C欄)は年度によって変動しますが、今回の推計ではこの金額を35億円と見込みます。(平成19~21年度までの3年間で最も少なかった平成21年度決算の実績から。)

この状況を表5の平成23年度を例に解説します。平成22年度末の基金残高132億円(表5A欄)から平成23年度当初予算時点での財源不足額60億円(表5B欄)を取り崩す予定で23年度をスタートしますが、年度末の時点になると、当初予定していた60億円の取り崩しのうち35億円(表5C欄)は取り崩す必要がなくなります。その結果、平成23年度の実質的な財源不足額は25億円(60億円-35億円=25億円。表5D欄)となるため、平成23年度末の基金残高は、132億円から25億円を差し引いた107億円(表5E欄)になるであろうと推計しています。

これは、仮に当初予算の時点での取崩額(財源不足額)を35億円以内に抑えることができれば、年度末(決算)の時点では実質的に基金を取り崩す必要はなくなる、つまり基金が目減りしない(単年度の収支バランスが取れる)状態になるということを示しています。

表5のとおり、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま、現状の事業を継続した場合の今後3年間の当初予算では、毎年度この35億円を上回る額を基金から取り崩す必要(表5B欄)があるため、単年度の経常収支は常に赤字(表5D欄)の状態、その結果、財政調整基金等の残高は平成25年度末には34億円(表5E欄)にまで減少すると見込まれます。

残高が34億円にまで減少すると、平成26年度には基金が枯渇してしまう恐れが生じます。

《Topics》当初予算での財源不足額(取崩額)と実質的な財源不足額(取崩額)

市の財政での当初予算時点での取崩額と実質的な取崩額の間を、家計に置き換えてみます。

ある月の収支の見込みを立てたところ、給料(収入)20万円に対し、月の生活費(支出)は25万円必要という結果になりました。したがって、足りない5万円は、銀行預金を下ろすことにしました。

実際にその月が終わって計算してみると、給料は予定どおり20万円でしたが、生活費は23万円に抑えることができました。5万円の預金を下ろしていましたが、収支不足額は3万円に済んだので、余った2万円は再び銀行へ預けることにしました。結果として、銀行預金は当初5万円減ってしまう予定でしたが、3万円減るだけで済みました。

月の最初に予定を立てた時、銀行から下ろすことにした5万円が「当初予算での財源不足額(財政調整基金等の取崩額)」にあたるもので、実際の預金の減少額3万円が「実質的な財源不足額(財政調整基金等の取崩額)」にあたるものです。

2 中長期（平成 26～33 年度）の財政見通し

前述の平成 25 年度までの 3 年間の財政推計を基に、さらにその後（平成 26～33 年度まで）に予想される主な事業費の増減を加味して、平成 26 年度以降の財政収支を予測しました。

平成 26 年度以降の財源不足額が、平成 25 年度の推計値と比べ、さらにどのよう
に推移していくかを予測します。

（1）予測の前提

長期的に景気動向および国の制度変更に伴う影響を予測することは困難なため、税収入や通常の事業などは、原則、現行の諸制度が継続するものとして、平成 25 年度推計値（22・23 ページ）と同額と見込みました。

これに、平成 26 年度以降に予測される、財政負担が増加する要素、減少する要素を加味しました。

記載した数値は、平成 25 年度の推計値（22・23 ページ）と比較して、平成 26 年度以降、財源不足額がさらにどれだけ増減するか（一般財源ベース）を表しています。

(2) 収支の増減予測

平成 26 年度以降、市の財政負担が増加すると見込まれる要素（表 6A 欄）、逆に財政負担が減少すると見込まれる要素（表 6B 欄）を抽出しました。いずれも平成 25 年度の推計値と比較して、一般財源ベースでどれだけ負担が増減するかを表しています。（推計の設定条件は資料編 66 ページ）

(表 6 の見方)

平成 26 年度を例にすると、「A 負担額が増加する要素」の合計が 5.4 億円、一方「B 負担額が減少する要素」の合計が 1.2 億円となり、差し引き 4.2 億円、平成 25 年度に比べ財源不足額が増加することを示しています。（27 年度は、25 年度に比べ財源不足額が 3.6 億円増加するため、4.2 億円増加した 26 年度と比べると 0.6 億円の減少となります。）

表 6 平成 26～33 年度までの主な事業の増減見込（※各年度の数値は、平成 25 年度推計値に

項目	内訳	平成25年度	平成26年度
		(2013年度)	(2014年度)
A 平成26年度以降、負担額が増加する要素(ア～ス計)			5.4
	ア 退職手当債が発行できなくなることに伴い増加する一般財源負担額		△ 0.1
	イ 新ごみ処理施設建設経費(市債償還費含む)		△ 0.3
	ウ 新ごみ処理施設維持運営費		
	エ 大津行政センターの建て替え		0.2
	オ 老朽化した小学校の改築		0.2
	カ 生活保護費(扶助費)		0.7
	キ 障害者福祉費(扶助費)		
	ク 後期高齢者医療費負担金		0.7
	ケ 介護保険事業に対する繰出金		1.1
	コ 下水道事業会計に対する繰出金		0.2
	サ 特定目的基金残高減少による一般財源負担額		1.4
	シ 社会福祉施設整備に伴う施設建設償還金補助		
	ス 重症心身障害児者施設の運営費(扶助費)		1.3
B 平成26年度以降、負担額が減少する要素(ア～ク計)			△ 1.2
	ア 南処理工場等維持費(維持修繕費・人件費・運営費)		
	イ 公債費(新ごみ処理施設分を除く通常債)		△ 0.4
	ウ 新ごみ処理施設建設用地取得費(H25で終了)		△ 5.8
	エ 市街地再開発事業		5.8
	オ 水道事業会計(広域水道企業団)に対する繰出金		△ 0.1
	カ 病院事業会計に対する繰出金		
	キ 長井海の手公園購入費(PFI)		
	ク 市史編さん事業(H25で終了)		△ 0.7
負担増減計 A+B (平成25年度に比べ増加する財源不足額)		0.0	4.2

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

比べ、どれだけ負担増（△減）となるかを表しています。）

（単位 億円）

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
8.7	28.4	29.6	37.9	37.7	55.7	60.4
△ 0.1	17.4	15.0	20.3	16.9	19.5	20.3
△ 2.3	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.8	0.1	2.0	4.9
					12.8	12.8
1.5						
0.3	0.4					
1.2	1.6	1.8	1.8	1.7	1.6	1.4
0.8	1.7	2.6	3.4	4.3	5.1	6.1
1.7	3.1	4.4	5.5	6.7	6.9	6.8
1.8	2.2	2.5	2.5	2.4	2.3	2.0
0.7	0.1	0.3	1.2	1.7	1.5	2.1
1.6	1.6	2.1	2.3	2.3	2.3	2.3
0.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
△ 5.1	△ 11.0	△ 12.4	△ 13.7	△ 11.6	△ 34.5	△ 47.8
△ 0.4	0.1	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 22.5	△ 22.5
△ 0.8	△ 1.6	△ 2.4	△ 0.6	1.9	1.1	△ 12.2
△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8
△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5
△ 0.3	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.3	△ 1.3
			△ 2.8	△ 2.8	△ 2.8	△ 2.8
4.4	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0
△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7
3.6	17.4	17.2	24.2	26.2	21.2	12.6

(4) 平成 33 年度までの財政収支見込みの総括

前ページ表 6 の結果から、平成 26 年度以降は、いずれの年度も平成 25 年度と比較してさらに財源不足額が増加すると予測されます。

前述の平成 23～25 年度の推計で、平成 25 年度の実質的な財源不足額は 39 億円 (P24 表 5D 欄) と見込んでいますので、これに各年度でさらに増加する財源不足額 (表 6) を加えた実質的な財源不足額は、表 7C 欄のとおりとなります。

平成 26 年度は、平成 25 年度と比較して財源不足額が 4.2 億円増加するため、財源不足額 (基金取崩額) は、43.2 億円 (39 億円+4.2 億円) となり、平成 31 年度には、今後 11 年間で最も多い 65.2 億円にまで財源不足額が増加すると予測されます。

表 7 平成 26 年度以降の実質的な財源不足額

(単位 億円)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
A 平成25年度の財源不足額	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0
B 平成26年度以降、各年度でさらに増加する財源不足額(表6 A+B欄)	4.2	3.6	17.4	17.2	24.2	26.2	21.2	12.6
C 実質的な財源不足額(A-B)	△ 43.2	△ 42.6	△ 56.4	△ 56.2	△ 63.2	△ 65.2	△ 60.2	△ 51.6

表 7 の結果を総括すると、

- ① 平成 25 年度までの推計値と比べ、平成 26 年度以降 33 年度までの全ての年度で財源不足額は増加する見込みです。
- ② 特に、退職手当債が発行できなくなる平成 28 年度以降は、実質的な財源不足額は 60 億円前後になると予測されます。
- ③ 新ごみ処理施設が稼働し、現状よりも廃棄物処理にかかるコストが抑えられる平成 32 年度から財源不足額は減少局面となり、平成 33 年度には芸術劇場関連の市債の償還が完了するため、財源不足額はさらに減少し

ます。しかし、減少するとはいえ単年度の実質的な財源不足は51.6億円で、平成25年度の時点（39億円の实質的な財源不足額）に比べ、12.6億円悪化する見込みとなります。

第3章 持続可能な財政運営のための財政運営方針と具体的な取り組み

第2章では、平成22年度当初予算を基準に、今後、仮に事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま現在の事業を継続していった場合、平成23年度から25年度までの3年間の歳入歳出予算がどう推移するか、その収支を見込みました。

また、平成26～33年度までのその後の8年間については、平成25年度までの3年間の財政推計を基に、その後の主な事業費の増減を加味して、さらにどう推移するか、その収支を予測しました。

その結果、3年間（平成23～25年度）の推計、その後の8年間（平成26～33年度）の推計ともに、平成22年度よりも財政収支が悪化するという予測が出ています。

本章では、こうした財政収支見込みを改善させ、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくための今後の財政運営の方針と、具体的な取り組み、および目標値を定めます。

1 今後の財政運営の方針

第1章における本市の財政の現状および第2章の収支予測の検証から、本市の財政運営上の最も大きな問題点は、単年度の収支が赤字であることであり、まずはこれを改善することが必要です。収支の均衡（赤字の解消）を図ることができれば、基金の目減りを防ぐことができ、将来に向かって安定した財政運営を行っていくことができるからです。

また、今後の人口減少や高齢化、経済の低成長に備え、将来の負担をできる限り抑制する方策を講じるとともに、将来の収入を増加させる政策を推進することが必要と考えます。

こうした観点から、以下の3項目を今後の財政運営の方針とし、それぞれの方針の下、実行すべき具体的な取り組みを定めます。

財政運営方針1 単年度の収支バランスを改善する。

財政運営方針2 今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する。

財政運営方針3 将来負担の抑制と、将来収入の増加を図る。

2 財政運営方針 1 「単年度の収支バランスを改善する」ための取り組みと数値目標

今後3年間の財政収支見込みでは、税収減と社会保障費の増により、平成22年度予算と比べ、収支のバランスが悪化すると予測されます。

また、平成33年度までの8年間の財政見通しでも、平成25年度推計値と比べてさらに単年度の収支バランスが悪化する見込みです。

まずは、悪化する見込みの単年度の収支バランスを改善するための取り組みを進めます。

(1) 取り組みと数値目標

① 「事務事業等の総点検」による経費削減

＝数値目標＝

平成25年度当初予算までに、平成22年度予算比で24億円以上の経費（一般財源）削減を図ります。

平成25年度までの今後3年間で、人件費の削減、事業費の見直しをさらに徹底することで、平成22年度の事業費から24億円以上の経費（一般財源）を削減します。

第2章の歳出の推計（P23表3）で、平成22年度と平成25年度を比較すると、扶助費が50億円、他会計繰出し（社会保障系）が10億円、合計で60億円の自然増が見込まれます。その財源としては、国・県からの支出金38億円が見込まれますが、残りの22億円は市で負担する必要があります。

一方、歳入では、市税の自然減が5億円見込まれます。この自然減の75%相当の3億円は地方交付税等として補てんされると見込まれるので、これらを相殺した差額の2億円が減収になると予測されます。

本計画期間内には、この歳出の自然増のうち市が負担しなければならない22億円と、基幹的歳入の自然減2億円を合わせた24億円以上の財源を捻出することを目指します。

② 新規債発行比率の設定

(ア) 一般会計通常債

＝数値目標＝

平成 23～25 年度までの 3 年間平均で、新規債発行比率を 90%以下に抑制します。

$$\text{通常債新規債発行比率} = \frac{\text{通常債借入額}}{\text{通常債元金償還額}} \times 100$$

平成 25 年度までの 3 年間平均の新規債発行比率を 90%以内に抑制することにより、市債残高を確実に減少させ、将来の公債費負担を軽減させます。

平成 23～25 年度にかけては、小学校の建て替えや学校統合、消防指令システムの更新など必要不可欠な大型の建設事業を控えていますが、市債の発行を極力抑制していきます。

仮に平成 32 年度までこの発行制限（90%）を継続すると、平成 33 年度の公債費は、第 2 章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み（新規債発行比率 100%）」に比べ、単年度で約 6 億円軽減することができます。

表 8 新規債発行比率（通常債）の推移（当初予算）

（単位 %）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規債発行比率 （通常債）	73.4%	72.5%	74.1%

表 9 新規債発行比率（通常債）の目標

（単位 %）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3力年平均
新規債発行比率 （通常債）	100.0%	90.0%	80.0%	90.0%

※平成 23 年度当初予算における新規債発行比率（通常債）は 99.8%

(イ) 臨時財政対策債

＝数値目標＝

各年度の借入額は、国から示される発行可能額未満（100%未満）に抑制します。

$$\text{臨時財政対策債発行比率} = \frac{\text{臨時財政対策債借入額}}{\text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100$$

臨時財政対策債は、本来国から交付されるべき現金（地方交付税）の振替で、その年度の歳入（財源）として欠かせないものですが、将来の公債費の負担軽減を図るため、できる限り国から示される発行可能額までの借り入れをせずに財政運営を行っていく努力をしていきます。

臨時財政対策債の償還費は、翌年度以降、国から地方交付税に上乗せして補てんされますが、発行可能額全額を借りなかったとしても、全額借りたものとみなして上乗せされる仕組みです。したがって、その一部を借りないよう努力すれば、実質的に将来の地方交付税額が増加する効果が得られます。

仮に発行額を発行可能額の98%に抑制（1.3億円程度を発行抑制）できれば、平成33年度の地方交付税額は、単年度で実質0.7億円の増額となる効果が得られます。

表10 臨時財政対策債発行比率の推移（当初予算） （単位 %）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
臨時財政対策債発行比率	100.0%	100.0%	91.1%

表11 臨時財政対策債発行比率の目標 （単位 %）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
臨時財政対策債発行比率	100%未満	100%未満	100%未満

※平成23年度当初予算における臨時財政対策債発行比率は98.0%

③ 一般会計繰出し対象企業債の発行抑制（下水道事業）

＝数値目標＝

下水道事業会計における建設投資を、平成 23～25 年度までの 3 年間平均で、減価償却費の 65%以内に抑制します。

下水道事業で借り入れた企業債の一部は、一般会計の負担で償還しています。

今後も下水道事業会計における必要な建設投資は行っていますが、施設の長寿命化を徹底的に図ることにより、平成 25 年度までの 3 年間平均で、その投資額（市債発行額）を減価償却費の 65%以内に抑制していきます。

仮に平成 32 年度までこの発行抑制を継続すると、平成 33 年度の下水道会計に対する繰出しは、「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べ、単年度で約 2.9 億円軽減することができます。

※平成 23 年度当初予算における建設投資（市債発行額）の減価償却費に対する割合は 59.7%

④ 滞納対策の推進

＝数値目標＝

未収金対策を進め、平成 25 年度決算での市税の徴収率を現年度調定分は 98.6%以上に、滞納繰越分は 19.8%以上に向上させます。

市税や料金収入の未収金対策を進め、滞納額の削減を図ります。

市が徴収している市税や各種料金にはさまざまな種類のものがありますが、本計画においては、特に一般会計の収支に大きな影響を与える市税収入の徴収率に数値目標を設定し、収入の増加と滞納額の削減を図ります。

市税には、その年度に課税した分（現年度調定分）と、その年度以前に課税したもののうち未納になっている分（滞納繰越分）があります。

それぞれの徴収率（特別土地保有税を除く）を向上させることにより、「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」と比較し、平成 23 年度は 0.9 億円、平成 24 年度は 1.4 億円、平成 25 年度は 2.1 億円の収入増加を図ります。

表 12 市税徴収率（決算）の推移

（単位 %）

		平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算見込
市税徴収率	現年度調定分	98.1%	98.0%	98.3%
	滞納繰越分	18.2%	17.6%	19.0%

※特別土地保有税を除く

表 13 市税徴収率の目標

（単位 %）

年度		目標		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
徴収率	現年度調定分	98.4%	98.5%	98.6%
	滞納繰越分	19.4%	19.5%	19.8%

※特別土地保有税を除く

⑤ 市債残高の削減（全会計）

＝数値目標＝

市債残高（全会計）を、平成 25 年度決算までに 3,000 億円未満に減少させます。

平成 21 年度末の市債残高（全会計）は 3,079 億円です。

国の制度上、臨時財政対策債等は今後も増加が見込まれますが、将来の市民負担で返済する市債残高を減少させることで、平成 25 年度決算時点までに 3,000 億円未満（80 億円削減）とすることを目標にします。

表 14 市債残高の削減目標

（単位 億円）

		H21決算	H25末目標	
			比較増(△)減	
全会計市債残高		3,079	2,999	△ 80
うち臨時財政対策債等		574	669	95
うち通常債等		2,505	2,330	△ 175

(2) 参考指標

以下に記述する財政指標は、市の歳入に対する歳出の割合を表す指標です。いずれも本市財政の健全性をチェックするためには有効な指標ですが、景気の動向や国の制度改正によって大きく変動する歳入の影響により、その数値が大きく変動するため、目標として設定するには適さない側面を持ち合わせています。(例えば、歳入の変動によって、歳出においてその削減目標を達成したとしても指標は改善されなかったり、また、削減目標を達成できなくても指標は改善される場合があります。)

そこで、本計画では、以下に記述する3つの指標を「参考指標」として位置づけ、それぞれの数値に本市財政の健全性を判断する上での目安を設定し、今後の推移をフォローしていくこととします。

① 経常収支比率

＝数値の目安＝

平成 25 年度決算数値 97.5%以下

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{毎年経常的にかかる経費のうち、使い道の自由な収入を使って支払う経費}}{\text{毎年経常的に収入される使い道の自由な収入}} \times 100$$

経常収支比率とは、市税のように毎年経常的に収入される使い道の自由な収入を、人件費や社会保障費のように毎年経常的にかかる経費にどのくらい使っているかを示す指標です。全体の収入に限りがある中で、経常的にかかる経費が増加していくと経常収支比率も上昇していくこととなりますので、財政の硬直度を表す指標として活用します。

高齢化の進展に伴い社会保障費の増加が予測されますが、本計画では、分子となる経常経費を事務事業等の総点検などにより削減することで、平成 25 年度決算での経常収支比率を 97.5%以下に抑制することを健全化の目安とします。

表 15 経常収支比率の推移

(単位 %)

	平成20年度 決算	平成21年度 決算
経常収支比率	95.8%	97.3%

② 総人件費比率

=数値の目安=

平成 25 年度決算数値 32.0%以下

$$\text{総人件費比率} = \frac{\text{総人件費※}}{\text{市税+地方交付税等 (臨時財政対策債等含む)}} \times 100$$

※総人件費＝退職手当を除く正規職員給与費＋非常勤職員報酬＋賃金

総人件費比率は、本市で働く正規職員、非常勤職員および賃金職員に支払う人件費（退職手当を除く）が、基幹的な歳入の中心となる市税と地方交付税等（臨時財政対策債等含む）に占める割合を表します。

本市はこれまでの行財政改革で、正規職員数の削減に取り組んできましたが、その一方で、非常勤職員や賃金職員の雇用が増加傾向にあります。

今後は、そうした非正規雇用の人件費も含めた、市全体の人件費（総人件費）の透明化を図り、「人」にかかっているコストの適正化に努めていきます。

平成 25 年度決算時点で 32.0%以下とすることを健全化の目安とします。

表 16 総人件費比率の推移

(単位 %)

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 当初予算
総人件費比率	32.2%	31.7%	33.8%

※平成 22 年度は、市民病院の指定管理者移行に伴い一般会計職員が増加したため比率が上昇

なお、総人件費比率の内訳となる、正規職員に支払う人件費（退職手当を除く）の比率の推移は以下のとおりです。（平成 18～22 年度の集中改革プランでの人件費比率。）

表 17 正規職員人件費の比率の推移

(単位 %)

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 当初予算
正規職員人件費の比率 (集中改革プランの人件費比率)	29.7%	28.8%	30.9%

③ 公債費比率

＝数値の目安＝

平成 25 年度決算数値 11.0%以下

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{市債の返済額（一般財源）} - \text{地方交付税に上乗せされた市債の返済額}}{\text{市税} + \text{地方交付税（臨時財政対策債等含む）} - \text{地方交付税に上乗せされた市債の返済額}} \times 100$$

その年の市債の返済額が、市税と地方交付税等（臨時財政対策債等含む）に占める割合を表します。（平成 18～22 年度の集中改革プランでの公債費比率と同じ指標。）

収入に占める返済の負担割合が高くなると、公債費比率は上昇します。これは自由に使えるお金のうち、借金返済に充てる割合が増加していることを意味しています。

なお、臨時財政対策債等、本来国から交付されるべき財源の振替として借り入れた市債の返済に要する額は、地方交付税に上乗せされているため、計算からは除きます。

平成 25 年度決算時点で 11.0%以下とすることを健全化の目安とします。

表 18 公債費比率の推移

(単位 %)

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 当初予算
公債費比率	11.7%	11.9%	11.4%

3 財政運営方針2「今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する」ための取り組みと数値目標

本計画最終年度である平成25年度決算時点で、将来にわたって安定した財政運営に必要な財政調整基金等（財政調整基金および公有施設整備基金）の残高を確保するための取り組みを進めます。

（1）遊休未利用地の売却による資金確保（売却目標20億円）

遊休未利用地の売却を積極的に進め、基金の減少を抑制します。
平成25年度までの3年間で、20億円の売却収入を目標とします。

（2）基金残高115億円の確保

「2（1）①事務事業等の総点検による歳出削減」により、平成25年度当初予算までに24億円以上の経費を削減することや、滞納対策などの取り組みを進めることで単年度収支を改善するとともに、（1）遊休未利用地の売却により得た収入を基金に積み立てることで、115億円（平成25年度決算時点）の基金残高を確保することを目標とします。

これにより、平成26年度以降の財政運営の安定化に努めます。

4 財政運営方針3「将来負担の抑制と、将来収入の増加を図る」ための取り組み

将来の財政負担を軽減する効果のある取り組みや、将来の収入を増加させる効果のある取り組みを進めるとともに、「横須賀市基本計画」に掲げた理念に沿って、「横須賀市実施計画」に位置つけた事業の予算化を優先的に進め、本市の魅力を向上させるよう努めていきます。

(1) 将来の負担（経費）を抑制するための取り組み

① 省エネルギー化の促進

施設や設備の改修などを行うことにより、将来の光熱水費などの維持管理経費の抑制を図ることが見込める場合は、積極的に改修を進め、将来の経費削減を図っていきます。

② ファシリティマネジメントの検討

市の施設を総括的に管理し、適正な維持補修と効率的な管理を実現するためのファシリティマネジメントの検討を進めます。

③ 予防施策の充実

高齢化の進展とともに、ますます増加すると予測される介護保険特別会計への繰出しや扶助費、医療費などの社会保障費を抑制するため、介護状態に至らせないための予防事業や、生活習慣病の予防のための健康診査事業などの予防施策を充実させていきます。

④ 受益者負担の適正化

税負担と受益者負担のあり方を検証し、適正な負担割合に基づく使用料等の設定を行っていきます。

⑤ 土地開発公社保有土地の削減（公社借入金 55 億円以下）

土地開発公社が保有する土地の処分を進め、将来、市が負担しなければならない土地の買い戻し経費の圧縮を図ります。

平成 22 年度末で約 70 億円と見込まれる公社保有の土地（公社借入金）を、3年後の平成 25 年度末には 55 億円以下に削減します。

（2）将来の収入を増加させるための取り組み

① 集客促進、定住促進、企業誘致の促進

本市へ多くの人々を呼び込むための集客促進事業、都市活力の源泉となる子育て世代の定住促進事業、地域活性化とともに、定住人口の増加、雇用確保に大きな効果がある企業誘致活動を推進するとともに、あわせて積極的なシティセールスを展開します。

こうした取り組みの他、本市の魅力を向上させる政策を推進することで、本市の都市活力の向上と地域経済の振興を図り、将来の市税収入の増加につなげていきます。

② 行政財産の貸付による収入の確保

市が所有している建物等（行政財産）に設置している自動販売機等は、行政財産の目定外使用として許可しており、市の基準で統一された使用料を徴収していますが、施設によっては利用者が多く、その収益が多額になる施設もあります。

そこで、今後は統一単価に基づいた使用料を徴収するのではなく、入札方式で貸し付ける手法に変更し、これまで以上の収入確保を目指します。

また、自動販売機の貸付だけでなく、スペースに余裕のある行政財産の貸付についても検討を進めます。

③ 地方交付税の基準財政需要額の増加

地方交付税の基準財政需要額算定の基礎となる道路台帳整備などのデータ整理をより正確に実施するとともに、どのようにすれば基準財政需要額を増加させることができるのかを意識して業務を執行します。

④ 広告収入の拡充

ホームページや印刷物、庁舎壁面への広告掲載など、これまでも行ってきた広告媒体のさらなる拡大と、市施設を活用したネーミングライツについても検討を進めていきます。

⑤ 地方に必要な財源確保のための国への働きかけの強化

地方自治体が安定した財政運営を行うために、必要な税財源が確保されるよう、関係機関と連携しながら、あらゆる機会を活用して国に対する働きかけを強化します。

第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み

第2章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」を基に、第3章では今後の財政運営の方針と、方針を実現するための具体的取り組みと目標を設定しました。

本章では、第3章で設定した数値目標を達成した場合に、第2章の将来の財政収支見込みがどのように改善するかを再度推計しました。

1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み

第2章では、今後、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま、現状の事業を継続していった場合、平成23～25年度のいずれの年度も、平成22年度当初予算に比べ単年度の財源不足が拡大し、その結果、財政調整基金等の残高は、平成25年度末には34億円（P24表5）まで減少してしまう見込みとなりました。

この推計を基に、第3章では収支を改善するためのさまざまな取り組みと具体的な数値目標を設定しましたが、これらの目標を達成することによって、まずは平成23～25年度の3年間で単年度の収支バランスと財政調整基金等残高がどのように改善するかを推計します。

(1) 単年度収支バランスの改善

～事務事業等の総点検による歳出削減と滞納対策による効果

平成 25 年度までの今後 3 年間で、平成 22 年度予算と比較し、一般財源で 24 億円（平成 23 年度 14 億円、平成 24 年度 6 億円、平成 25 年度 4 億円）以上の経費削減目標を達成することで、各年度の実質的な財源不足額は「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べ、表 19 上段から表 19 中段のとおり改善する見込みです。

また、これに市税徴収率の目標（徴収率の向上）達成による効果額（平成 23 年度 0.9 億円、平成 24 年度 1.4 億円、平成 25 年度 2.1 億円）を加えると、各年度の財源不足額は、表 19 中段から表 19 下段のとおり、さらに改善する見込みとなります。

第 2 章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では平成 23 年度は 25 億円の実質的な財源不足が見込まれましたが、これら 2 つの数値目標を達成することで、財源不足額は 10 億円にまで改善する見込みです。同様に、平成 24 年度は 34 億円が 12 億円に、平成 25 年度は 39 億円が 13 億円に改善する見込みです。

表 19 実質的な財源不足額（基金取崩額）の比較

（単位 億円）

◎「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実質的な財源不足額(基金取崩額)	△ 25	△ 34	△ 39



◎24億円の経費削減目標を達成した場合

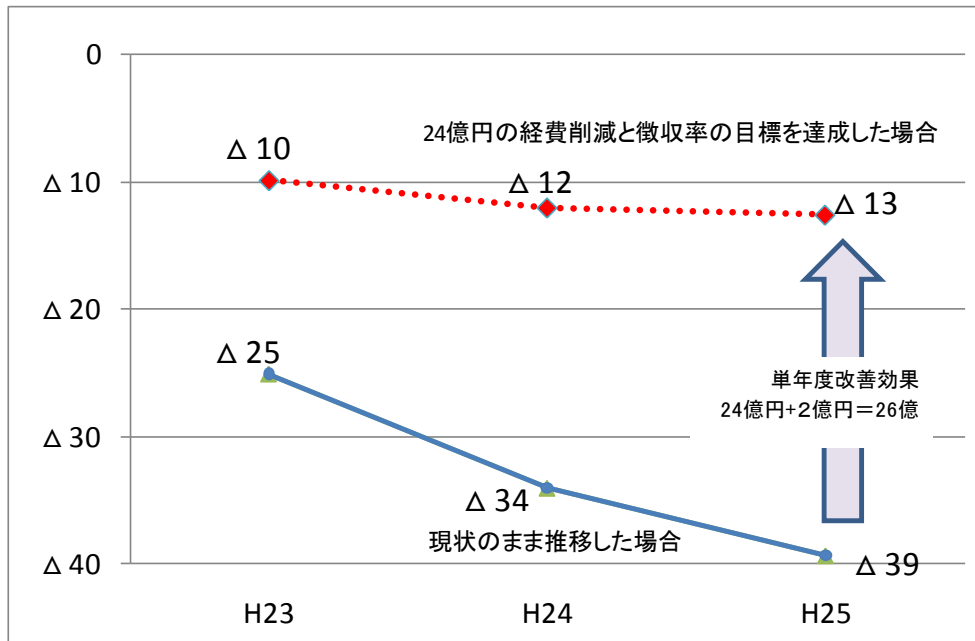
実質的な財源不足額(基金取崩額)	△ 11	△ 13	△ 15
------------------	------	------	------



◎24億円の経費削減に加え、市税徴収率の目標を達成した場合

実質的な財源不足額(基金取崩額)	△ 10	△ 12	△ 13
------------------	------	------	------

図 14 経費削減と滞納対策による改善効果（実質的な財源不足額の比較）（単位 億円）



また、これに伴って、当初予算の時点での財政調整基金等からの取崩額も以下の表 20 のとおり改善することが見込まれます。いずれも平成 22 年度の当初予算での取崩額（59 億円）よりも改善することになります。

表 20 当初予算における財源不足額（基金取崩額）の比較（単位 億円）

◎「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算における財源不足額(基金取崩額)	△ 59	△ 60	△ 69	△ 74

◎数値目標(歳出削減・市税徴収率向上)を達成した場合

当初予算における財源不足額(基金取崩額)	△ 59	△ 45	△ 47	△ 48
----------------------	------	------	------	------

※平成22年度の基金取崩額は、臨時的な土地売払代約11億円を除く額

(2) 今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高の確保

～単年度の収支改善と遊休未利用地の売却による効果

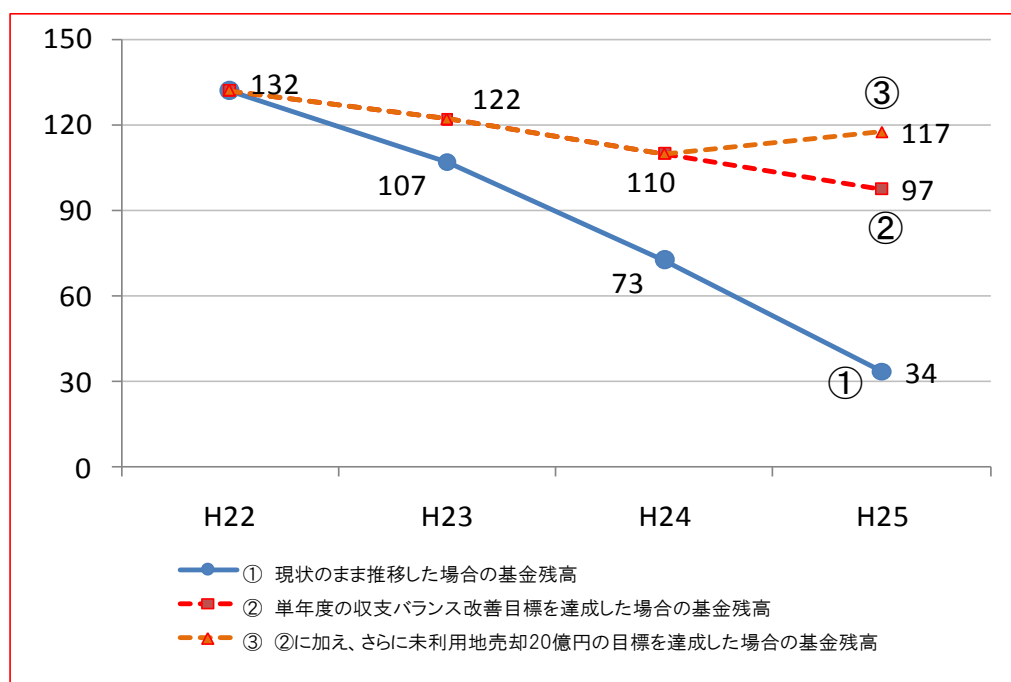
単年度収支の改善に伴い、基金残高見込みがどう改善されるか検証します。

第2章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では、平成25年度末の財政調整基金等残高は、34億円にまで減少する見込み(図15①)でしたが、24億円以上の歳出削減目標と徴収率向上目標を達成することで、平成25年度末での財政調整基金等の残高は97億円にまで改善する見込みとなります。(図15②)

また、これに遊休未利用地の売却目標(20億円)が達成されれば、財政調整基金等の残高はさらに(20億円)増加することになり、平成25年度末で117億円の残高を確保することができます(図15③)。

図15 財政調整基金等残高の見込み

(単位 億円)



2 中長期（平成 26～33 年度）の財政見通し

短期間で収支改善効果が表れる歳出削減や徴収率の向上目標を達成することに加え、「新規債発行比率」や「一般会計繰出し対象企業債の発行抑制」など、その効果が後年度に表れる数値目標を達成した場合の効果を加味して、中長期の財政見通しがどのように改善するかを推計します。

（1）目標を達成した場合の効果予測

① 「事務事業等の総点検による 24 億円以上の削減」の達成による効果

平成 25 年度までの今後 3 年間のうちに、平成 22 年度予算から一般財源で 24 億円以上の経費を削減しますが、このうち平成 26 年度以降もその削減効果が継続する額（経常経費の削減額）は 19 億円と見込まれます。

② 「一般会計通常債の新規債発行比率 90%」の達成による効果

平成 25 年度まで通常債の発行を元金償還額の 90%以内に抑制するとともに、その後もこの発行抑制を継続することで、平成 33 年度の公債費（市債の返済額）は「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べ、6 億円削減できると見込まれます。

③ 「臨時財政対策債発行比率 100%未満」の達成による効果（地方交付税等の実質増）

臨時財政対策債の借り入れを発行可能額の 100%未満に抑制しますが、その額を仮に発行可能額の 98%（1.3 億円で想定）と設定し、その後も継続することで、平成 33 年度の地方交付税等が実質 0.7 億円の増額となる効果が得られます。

④ 「一般会計繰出し対象企業債の発行抑制（下水道事業）」による効果

現在保有している施設等について、維持管理方法を見直し、平成 25 年度まで新規企業債発行を減価償却費の 65%以内に抑制し、その後も継続することで、「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」と比べ、平成 33 年度

には2.9億円の繰出金の削減効果が見込まれます。

⑤ 「滞納対策の推進（市税徴収率向上）」の達成による効果

市税徴収率を向上させ、平成25年度決算で2.1億円の増収を図ることを目標としますが、平成26年度以降もこの徴収額を維持していくものと見込みます。

(2) 効果額の推移（平成26～33年度）

(1)の①～⑤の目標を達成することによる各年度の収支改善効果額は、下記の表21のとおり推移すると見込まれます。平成33年度にはこれらの取り組みの効果により、「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べ、単年度で30.7億円の収支が改善すると予測されます。

表21 数値目標を達成した場合の収支改善効果額

(単位 億円)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
①「事務事業等の総点検による24億円以上の削減」	14	21	24	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
②「一般会計通常債の新規発行比率90%」	0.0	0.0	0.0	0.5	1.1	2.0	3.2	3.9	4.5	5.2	6.0
③「臨時財政対策債発行比率100%未満」	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7
④「一般会計繰出し対象企業債の発行抑制(下水道事業)」	0.0	0.0	0.0	1.0	1.2	1.6	1.8	2.1	2.3	2.6	2.9
⑤「滞納対策の推進(市税徴収率向上)」	0.8	1.4	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
収支改善効果額計	14.8	22.4	26.1	22.7	23.6	25.0	26.4	27.5	28.5	29.5	30.7

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

(3) 単年度の財源不足額の推移

下表 22 は、第 2 章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」の実質的な財源不足額 (P30 表 7C 欄) に前ページ (表 21) の収支改善効果額計を加味したものです。

「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」(表 22A 欄) においては、平成 33 年度に 51.6 億円と見込まれた財源不足額が、目標を達成することで 20.9 億円の財源不足額にまで改善される見通し (表 22C 欄) となります。ただし、依然として収支はマイナスであり、単年度の財源不足の完全な解消までには至りません。

表 22 改善効果額を加味した財源不足額の推移

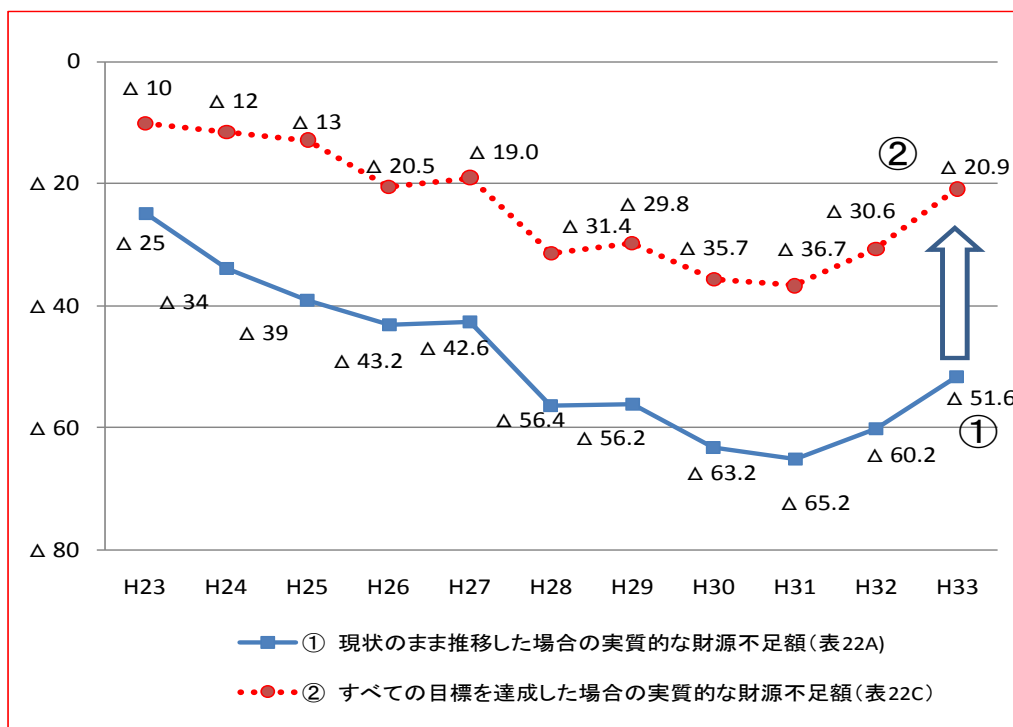
(単位 億円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
現状のまま推移した場合の 実質的な財源不足額(基金の減少額) A	△ 25.0	△ 34.0	△ 39.0	△ 43.2	△ 42.6	△ 56.4	△ 56.2	△ 63.2	△ 65.2	△ 60.2	△ 51.6
収支改善効果額計 B	14.8	22.4	26.1	22.7	23.6	25.0	26.4	27.5	28.5	29.5	30.7
目標を達成した場合の 実質的な財源不足額(基金の減少額) C=A+B	△ 10.2	△ 11.6	△ 12.9	△ 20.5	△ 19.0	△ 31.4	△ 29.8	△ 35.7	△ 36.7	△ 30.6	△ 20.9

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

図 16 平成 26 年度以降の実質的な財源不足額

(単位 億円)



(4) 財政調整基金等残高の見込み

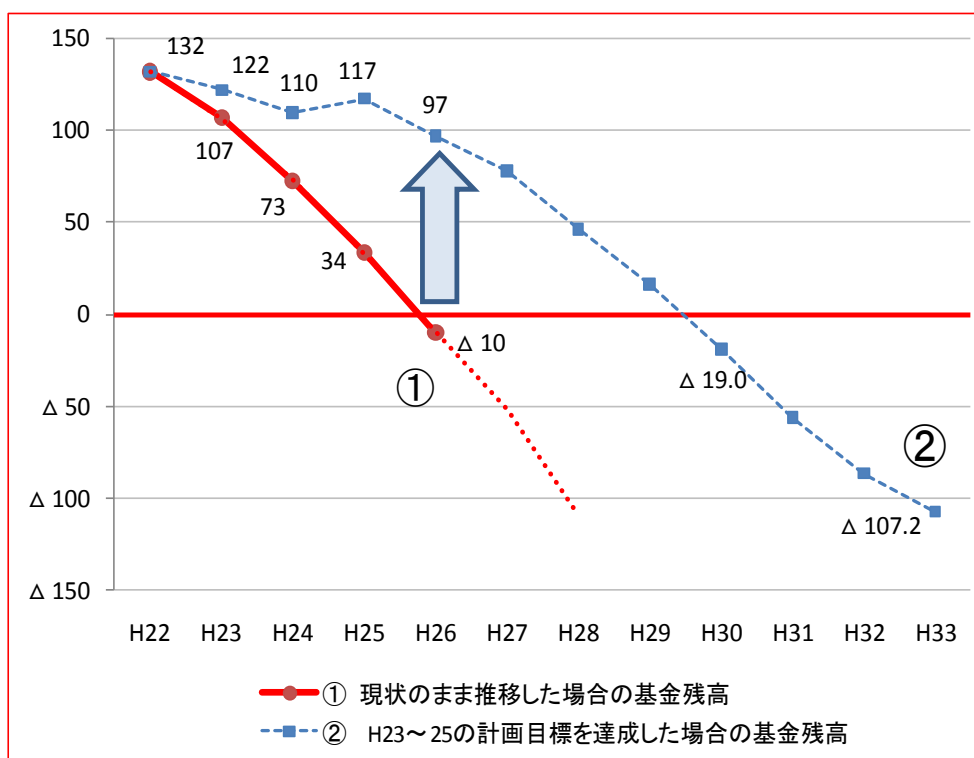
次に基金残高について推計します。

第2章の「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では、財政調整基金等は平成26年度には枯渇してしまうという予測（図17①）となりましたが、目標を達成することで単年度の収支が改善し、財政調整基金等の減少は抑制される見込みです。

ただ、目標を達成した場合であっても、単年度の財源不足は完全に解消されないため、中長期の財政見通しでは、平成30年度には基金が枯渇する（残高がマイナスになる）ことが予測されます。（図17②）

図17 平成26年度以降の財政調整基金等残高の見込み

（単位 億円）



(5) さらなる事業見直しの必要性

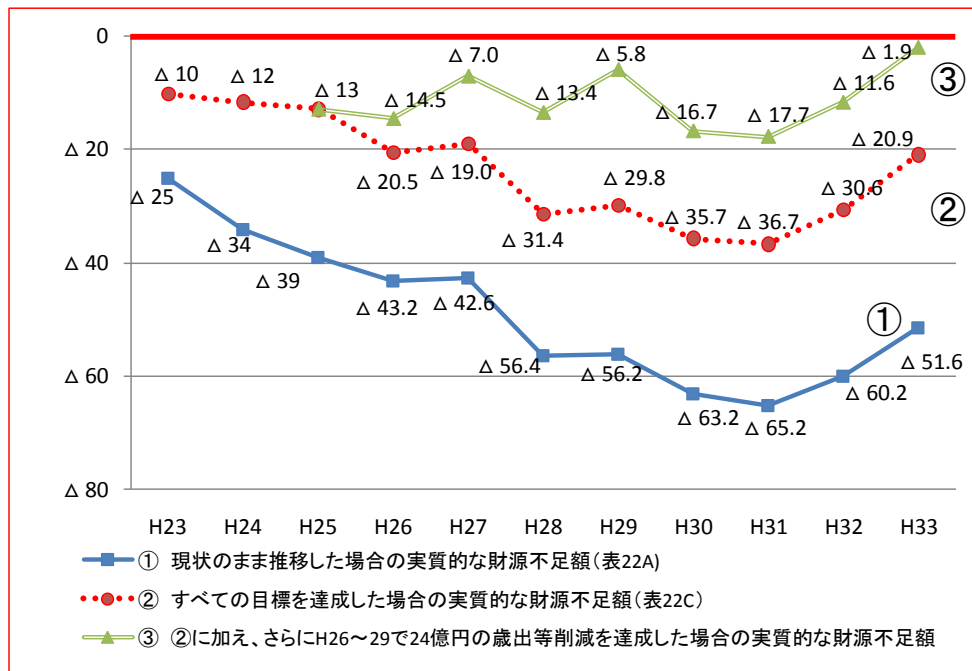
本計画では3年間（平成 23～25 年度）の財政運営上の方針と具体的取り組み、およびその数値目標を設定しました。そして、その目標を達成することで今後3年間の財源不足額は減少し、3年後の基金残高も117億円程度まで確保される見込みとなりました。

しかし、それ以降、中長期で収支を予測すると、本計画期間中の取り組みだけでは、平成30年度には基金残高が枯渇してしまう予測となっています。（52ページ（4）に記載）

こうした事態に陥らないためには、本計画（平成 23～25 年度）の終了後もさらなる事業の見直し作業を継続し、引き続き単年度収支の改善と、基金残高の確保に取り組んでいく必要があります。

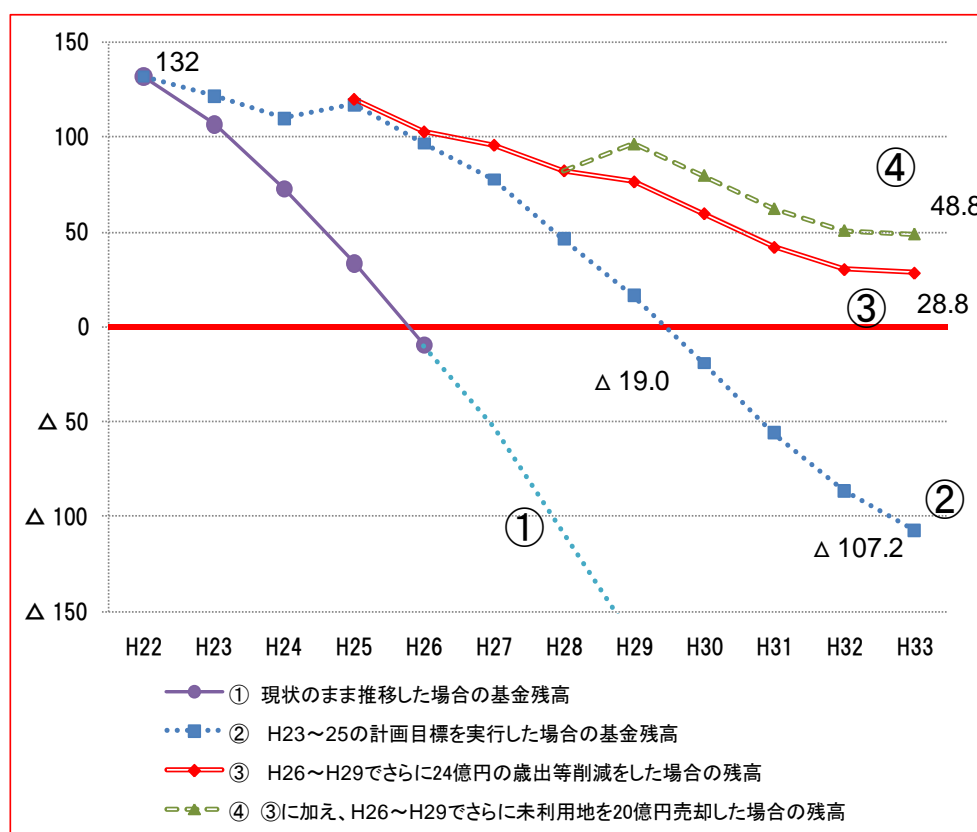
仮に、本計画終了後の平成 26～29 年度の4年間で、さらに本計画と同額の24億円（一般財源ベース・年6億円×4年）の歳出等削減を行うことができれば、単年度の財源不足額は図18③のとおり推移すると予測されます。本計画上のすべての目標を達成した場合の財源不足額（図18②）よりさらに改善し、平成33年度には単年度の財源不足額は1.9億円にまで改善すると予測され、ほぼ収支均衡に近付くこととなります。

図18 H26～29でさらに24億円の歳出等削減を行った場合の財源不足額の推移（単位 億円）



その結果、平成 30 年度には枯渇すると予測された基金残高も、平成 33 年度まで、枯渇する事態には至りません (図 19③)。また、さらに平成 26 年度から 29 年度の期間においても 20 億円の遊休未利用地の売却を行うことができれば、基金残高は図 19④のとおり推移すると予測され、なお一層の残高確保が可能となります。

図 19 平成 26 年度以降の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)



※H26~29の歳出等削減は、各年度均等(6億円ずつ)に行うと想定

※未利用地は、平成29年度に一括売却した場合を想定

3 計画のまとめ

本市はこれまで、道路、下水道、学校など市民生活に必要な社会資本整備を着実に進めてきました。また、現状においても、学校や公共施設の耐震化、待機児童解消のための保育所整備などを進めるとともに、これまでの資産を有効に活用しながら、市民サービスの充実を目指しています。

しかし、本計画で述べてきたとおり、経済の低成長が続き、少子高齢化が進展していくと予想される将来にわたっても、現在の市民サービスを維持、充実させていくためには、これまで以上に計画的な財政運営を行っていくことが必要となります。

本計画の策定は、こうした状況に対処していくための第一歩であり、まずは本計画で掲げた財政運営方針の下、市民の皆様と情報を共有し、その数値目標の達成に向けて取り組んでまいります。

今回の推計結果では、本計画に掲げた目標を達成することができれば、計画期間中（平成 23～25 年度の 3 年間）の財源不足は平成 22 年度に比べ改善するとともに、財政調整基金等についてもある程度の残高が確保される見込みとなります。ただ、一方で、目標を達成したとしてもさらにそれ以降（平成 26 年度以降）に予測される事業等を勘案すると、平成 30 年度には基金が枯渇してしまう可能性を予測しています。

計画策定にあたっては、こうした予測にも十分対処しうる目標設定を掲げることも考えられますが、現状において、今後 10 年先の景気がどう変化するか、国の制度がどう変化するかを予測して、精度の高い中長期の財政収支を推計することは困難であり、また、そうした不確実な推計結果を基に、住民サービスに大きな支障を来すような、さらに厳しい削減目標を直ちに設定することも、適切な対応とはいえません。

したがって、当面は本計画の数値目標を着実に達成することを第一とし、一方で本計画の推計や社会情勢が大きく変動した際には、計画期間中であっても迅速にその方針や目標数値を変更するといった柔軟な対応も視野に入れて財政運営を行っていく必要があると考えています。

また、本計画における中長期の財政見通しの結果から、将来にわたって基金残高を確保するには、本計画が終了する平成 26 年度以降も、新たな行財政改革や事務事業等の総点検などの取り組みを行っていく必要がありますが、その

数値目標については次期財政基本計画を策定する段階（平成 25 年度）で、本計画で掲げた運営方針、目標についての検証とその時点での財政推計を行ったうえで、改めて設定することとします。

資料編

I 「第1章 現在の本市の財政状況」に関する資料

資料1 歳入決算額 (P4 図1)

(単位:百万円)

内訳	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
A 市税	69,807	67,470	64,299	66,309	63,086	64,486	66,385	67,601	65,120
B 地方交付税等 ①+②+③	15,156	18,929	19,696	16,137	15,239	14,722	12,978	12,701	15,123
①地方交付税	13,336	13,053	12,650	11,090	8,064	11,177	6,288	9,688	9,988
②臨時財政対策債	1,821	3,905	7,046	5,047	3,874	3,545	3,217	3,013	4,676
③減収補てん債	0	1,971	0	0	3,300	0	3,473	0	459
C市税と地方交付税 (臨時財政対策債等借入額含む)	84,963	86,400	83,995	82,445	78,324	79,208	79,362	80,301	80,243
D 譲与税、県税交付金	7,193	5,482	5,843	7,095	7,814	9,679	6,461	5,648	5,496
E 地方特例交付金	2,587	2,542	2,378	2,280	2,569	1,584	308	852	777
F 減収補てん債	960	931	1,630	1,672	1,297	585	0	0	0
基幹的な歳入C+D+E+F	95,703	95,355	93,846	93,492	90,005	91,057	86,131	86,801	86,516
国庫支出金	12,971	11,862	12,285	12,610	14,003	11,178	11,312	13,140	15,038
県支出金	3,044	2,682	3,259	2,718	3,257	3,522	4,602	5,176	5,298
財政調整基金等繰入金	0	1,787	2,899	3,769	8,521	2,459	4,600	2,587	1,604
市債(通常債)	8,271	11,115	3,866	6,486	8,522	6,007	7,992	6,443	6,509
その他	21,292	17,502	18,979	18,321	16,493	16,697	17,392	18,291	20,847
歳入合計	141,282	140,303	135,133	137,395	140,801	130,920	132,029	132,437	135,812

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

※平成14年度の市債(通常債)は、借換債3,791百万円を除く。

※平成21年度の国庫支出金は、定額給付金にかかる国庫補助金6,689百万円を除く。

資料2 市税決算額 (P5 図2、図3)

(単位 百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1 普通税	62,014	59,164	56,894	59,059	55,906	57,833	59,763	60,955	58,576
1 市民税	30,630	28,032	26,693	28,955	26,163	29,734	31,675	33,160	31,131
個人市民税	22,721	22,351	21,187	20,313	20,633	22,444	26,834	26,861	26,207
均等割	439	437	436	525	560	617	623	628	613
所得割	22,283	21,914	20,751	19,787	20,073	21,827	26,211	26,233	25,594
法人市民税	7,909	5,681	5,506	8,642	5,530	7,290	4,841	6,299	4,924
均等割	825	804	835	827	842	834	831	829	793
法人税割	7,083	4,877	4,671	7,815	4,687	6,456	4,011	5,470	4,131
2 固定資産税	28,152	28,035	26,940	26,901	26,711	25,025	25,003	24,848	24,614
3 その他の普通税	3,232	3,098	3,262	3,203	3,032	3,075	3,085	2,947	2,832
2 法定目的税	7,793	8,306	7,406	7,250	7,180	6,653	6,621	6,645	6,544
1 事業所税	1,797	2,361	1,786	1,714	1,740	1,718	1,681	1,677	1,621
2 都市計画税	5,996	5,945	5,620	5,536	5,440	4,935	4,941	4,968	4,923
合計	69,807	67,470	64,299	66,309	63,086	64,486	66,385	67,601	65,120

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

資料3 性質別歳出一般財源の比較（普通会計）（P10 図7）

（単位 千円）

項目	H13	H21	増減(H21-H13)
投資的経費	9,827,914	2,626,289	△ 7,201,625
人件費（退職手当除く）	27,013,690	23,825,208	△ 3,188,482
公債費（通常債）	14,094,000	11,762,371	△ 2,331,629
他会計繰出し（その他）	8,041,330	6,939,843	△ 1,101,487
物件費	15,954,257	16,395,089	440,832
公債費（臨時財政対策債等）	1,644,328	4,391,849	2,747,521
他会計繰出し（社会保障系）	5,352,203	8,617,434	3,265,231
扶助費	5,312,786	9,715,878	4,403,092

資料4 歳出決算額の推移（性質別）（P11 図8）

（単位 百万円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	32,779	31,761	30,571	30,178	30,004	30,154	30,975	28,956	28,374
公債費	16,944	16,913	16,901	16,479	18,008	16,432	16,453	16,366	16,929
投資的経費	23,261	23,937	14,188	15,807	17,913	12,757	11,917	10,762	10,015
扶助費	13,723	14,888	16,558	18,006	18,680	19,989	21,292	22,059	24,065
他会計繰出し	13,958	15,513	16,529	17,697	17,630	15,949	15,679	16,209	16,802
物件費等	35,055	32,097	33,465	33,248	33,431	30,790	32,311	33,947	35,993
物件費	19,566	20,326	20,569	20,787	21,051	20,245	20,121	20,209	20,802
補助費等 （繰出し以外）	5,112	6,098	6,562	6,339	7,666	5,523	7,289	6,238	7,194
貸付金	3,985	3,383	3,917	3,896	3,352	3,329	3,168	3,088	5,547
積立金	4,416	248	232	416	78	145	84	2,761	1,054
維持補修ほか	1,976	2,042	2,185	1,809	1,284	1,548	1,650	1,651	1,396
歳出合計	135,720	135,109	128,211	131,415	135,665	126,071	128,627	128,298	132,177

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

※平成14年度の公債費は、借換債3,791百万円を除く。

※平成21年度の補助費等は、定額給付金6,691百万円を除く。

資料5 市債借入額・元金償還額（通常債・臨時財政対策債等）

（P15 図10、P16 図11）

（単位 千円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
通常債償還額（元金）	9,798,570	9,954,170	10,280,924	10,755,071	10,621,532	10,597,065	11,016,141	9,866,163	10,129,525
通常債借入額	8,271,100	9,297,000	3,866,000	6,485,700	8,521,700	6,007,200	7,991,700	6,442,500	6,508,600
臨時財政対策債等返済額 （元金）	976,999	1,156,270	1,237,102	1,325,331	1,681,311	2,103,399	2,647,188	3,115,113	3,573,692
臨時財政対策債等借入額	2,781,000	6,807,000	8,676,000	6,718,300	8,471,500	4,130,500	6,689,100	3,012,900	5,134,800

※平成14年度の通常債償還額（元金）は、借換債元金3,790,600千円を除く。

※平成14年度の通常債借入額は、借換債3,790,600千円及び国庫補助金の振替であるNTT債1,818,439千円を除く。

※平成15年度から18年度の通常債償還額（元金）には、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額200,000千円を含む。

※平成17年度の通常債償還額（元金）は、NTT債1,818,439千円を除く。

資料6 全会計市債残高の推移（P16 図12、P17 図13）

（単位 千円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
一般会計	161,956,099	168,687,695	169,711,669	170,835,267	173,707,185	171,144,422	172,961,892	169,436,017	167,376,200
通常債	137,372,614	138,453,481	132,038,556	127,769,186	123,850,914	119,261,050	117,036,609	113,612,946	109,992,021
臨時財政対策債等	24,583,485	30,234,214	37,673,113	43,066,081	49,856,270	51,883,372	55,925,284	55,823,071	57,384,179
特別会計	12,148	36,014	547,940	601,454	649,662	715,660	775,704	808,416	841,392
母子寡婦福祉資金 貸付事業債	12,148	36,014	547,940	601,454	649,662	715,660	775,704	808,416	841,392
企業会計	180,552,677	177,224,433	168,573,885	160,678,250	155,481,517	151,922,523	145,940,594	140,804,667	139,668,130
水道事業	41,590,764	39,482,089	37,232,986	34,680,800	32,932,459	30,742,541	28,694,712	25,455,953	24,466,579
下水道事業	122,860,143	122,458,483	119,518,647	115,732,798	111,418,685	109,150,659	107,847,864	106,309,405	103,482,603
病院事業	4,747,319	5,452,402	6,767,401	6,941,360	8,580,795	9,583,460	9,398,018	9,039,309	11,718,948
臨海土地造成事業	11,354,451	9,831,459	5,054,851	3,323,293	2,549,578	2,445,863	0	0	0
合計	342,520,924	345,948,142	338,833,494	332,114,972	329,838,364	323,782,605	319,678,190	311,049,101	307,885,722

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

※平成15～18年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額を除く。

Ⅱ 「第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み」の推計条件

1 平成23～25年度までの財政収支見込み（22・23ページ）

（1）歳入各項目の推計条件

① 市税

（ア）個人市民税

- ・一人当たりの平均所得額は、各年度とも平成23年度当初予算と同額と見込み、納税義務者数は生産年齢人口（15歳～64歳）の推移に合わせて減少すると見込みました。
- ・平成22年度税制改正による扶養控除廃止に伴う個人市民税の増を見込みました。（平成24年度予算から反映。③国・県支出金、分担金負担金参照）

（イ）法人市民税

- ・法人税割（法人の利益に対する税）は、平成23年度当初予算を基準に、平成23年度税制改正による減を見込みました。（平成24年度予算から減収となりますが、減収分は、市たばこ税の増で補てんされます。）

（ウ）市たばこ税

- ・平成22年度決算見込額を基準に、平成23年度以降は過去3カ年平均の喫煙者の減少率を乗じて推計しました。
- ・平成24年度から、平成23年度税制改正による法人市民税の減が補てんされることによる増収を見込みました。

（エ）その他の税

- ・直近の増減率（おおむね過去3カ年平均）を乗じて推計しました。

② 地方交付税（普通交付税・特別交付税）

- ・平成22年度交付決定額を基準に、平成23年度地方財政対策を反映し、平成24年度以後は、政府方針で平成23年度と同額水準を保つとされているため、平成23年度推計値と同額と見込みました。
- ・市税の増減や「臨時財政対策債等」償還費の増加などに伴う地方交付税額の増減は、すべて「臨時財政対策債」の発行（借り入れ）で調整されるものとして推計しました。
- ・法改正により、特別交付税が減額となりますが、減額された額と同額が普通交付税として収入されるものとして推計しました。

③ 国・県支出金、分担金負担金

- ・国庫支出金が一括交付金化されたとしても、現行制度と同額が交付されるものと想定しました。
- ・「子ども手当」は、平成 23 年度以降については、全額国庫支出金が充当されるものと想定しました。（一方、国が求めている県・市の負担相当額を、基金積立金として歳出計上しています。）
- ・扶助費、普通建設事業等は、歳出の個別事業推計に合わせて増減を計上しました。
- ・扶養控除廃止に伴い増額となる市税のうち 75%は地方交付税（臨時財政対策債）が減額され、残り 25%についても、何らかの制度改正により国庫支出金が減額となるものと想定しました。

④ 財産売払収入

- ・大規模な土地売却が行われないものとして推計しました。

⑤ 市債

（ア）通常債

- ・歳出の個別事業に合わせて借入額を見込みました。
- ・退職手当債は、各年度の定年退職者数と普通退職者見込数（平成 19～21 年度普通退職者数平均）に基づき算出しました。
- ・3 年間で新たに借り入れる額と返済する額（元金）を同額と見込みました。（新規債発行比率 100%）

（イ）臨時財政対策債等

平成 22 年度決定額、および平成 23 年度地方財政対策を反映した額を基準に、以下の増減要素を加味して推計しました。

- ・市税増減分の 75%を反映
- ・地方交付税に反映される臨時財政対策債等の償還費の増を反映

(2) 歳出各項目の推計条件

① 人件費

(ア) 退職手当以外の人件費

- ・平成 22 年度の職員数そのまま維持されるものと見込みました。
- ・平成 22 年度給与改定が継続するものと見込みました。

(イ) 退職手当

- ・各年度の定年退職者数と、普通退職者見込数（平成 19～21 年度普通退職者数平均）に基づき算出しました。

② 公債費

(ア) 通常債

- ・平成 22 年度までに借り入れた市債の実償還費と、平成 23 年度以降は新規債発行比率 100%の借り入れと想定し、それに伴う償還費を見込みました。

(イ) 臨時財政対策債等

- ・平成 22 年度までに借り入れた市債の実償還費と、平成 23 年度以降の借り入れ見込みに伴う償還費を計上しました。

③ 扶助費

- ・「子ども手当」の支給単価は平成 23 年度法案の額で計上しました。
- ・その他、生活保護、障害者福祉、児童福祉などの扶助費は、個別に直近の伸び率（おおむね過去 3 カ年平均）を乗じて推計しました。

④ 他会計への繰出し（社会保障系）

- ・後期高齢者医療広域連合負担金は、75 歳以上の人口増と加齢に伴う一人当たり医療費の増（おおむね過去 3 カ年平均）を見込みました。
- ・介護保険は、65 歳以上の人口増に伴う給付費の増、および平成 24 年度に開設予定の施設における施設入所サービスの増加を見込みました。
- ・人口推計は、将来人口推計（横須賀市都市政策研究所）に基づいています。
- ・老人保健医療は会計廃止とし、その他は平成 23 年度当初予算と同額と見込みました。

⑤ 企業会計への繰出し

- ・企業債（企業会計で発行する市債）償還費のうち、既に発行した企業債については実績に基づいて計上しました。
- ・新たに発行する企業債については、減価償却費と同額の借り入れと見込み、その償還費を計上しました。
- ・その他の項目については、平成23年度当初予算と同額を見込みました。

⑥ 普通建設事業・維持補修費・物件費等

- ・実施時期が決まっている施設整備、システム改修、選挙など、増減要素のあるものは個別にその増減額を計上しました。
- ・子ども手当の財源として国が求めている、県・市の負担分相当の財源を留保するため、相当額を積立金に計上しました。
- ・その他の事業については平成23年度当初予算と同額を見込みました。

2 平成 26～33 年度までの財政見通し（28・29 ページ）

（1） A 平成 26 年度以降、負担額が増加する要素

ア 退職手当債が発行できなくなることに伴い増加する一般財源負担額

団塊の世代の大量退職に伴う財源不足に対応するため、平成 18 年度から退職手当の財源として「退職手当債」を発行していますが、制度上その発行は平成 27 年度までとされているため、平成 28 年度以降の退職手当は、全額を一般財源で賄う必要があります。

毎年の退職見込者数はほぼ横ばい（H27・83 人、H28・91 人、H29・82 人）の状況ですが、平成 28 年度以降は前述の退職手当債を発行することができないため、一般財源で負担する額が増えることとなります。

イ 新ごみ処理施設建設経費（市債償還費含む）

新ごみ処理施設建設に要する経費、および建設にあたって借り入れる市債の償還費を計上しました。

建設時点では、国庫補助金や市債借り入れにより一般財源負担は少なくなりますが、以後、建設に際して借り入れた市債の償還が多くなっていきます。

ウ 新ごみ処理施設維持運営費

平成 32 年度からの稼働を見込み、人件費を含めた維持管理運営費を計上しました。

エ 大津行政センターの建て替え

大津行政センターの建て替えに要する経費のうち、国庫補助金、市債を除く一般財源負担額の増加を見込みました。

オ 老朽化した小学校の改築

市内の小学校のうち、老朽化の激しい学校を今後抽出し、まず 1 校の建て替えを行うものと見込みました。これについても、国庫補助金、市債を除く一般財源負担額の増加を見込みました。

カ 生活保護費（扶助費）

65 歳以上の人口増に比例して、支給対象者が増加することを見込みました。（将来人口推計（横須賀市都市政策研究所）に基づく。）

生活保護費に要する経費のうち、国庫支出金を除いた一般財源負担額の増加を見込みました。

キ 障害者福祉費（扶助費）

65 歳以上の人口増に比例して、支給対象者が増加することを見込みました。（将来人口推計（横須賀市都市政策研究所）に基づく。）

障害者扶助費に要する経費のうち、国庫支出金・県支出金を除いた一般財源負担額の増加を見込みました。

ク 後期高齢者医療費負担金

75 歳以上の人口増に比例して、後期高齢者医療にかかる市の負担額が増加するものと推計しました。（将来人口推計（横須賀市都市政策研究所）に基づく。）

なお、一人当たり医療費は、診療報酬改定などの制度改正による影響が不透明なため、平成 25 年度推計値と同額で推計しています。

ケ 介護保険事業に対する繰出金

65 歳以上の人口増に比例して、介護保険にかかる市の負担額が増加するものと見込みました。（将来人口推計（横須賀市都市政策研究所）に基づく。）

なお、平成 26 年度以降の新たな施設整備は加味していません。

コ 下水道事業会計に対する繰出金

下水道事業会計の企業債償還費の一部を一般会計から繰出していますが、そのうち、「資本費平準化債」は現状と同様に発行を継続するものとして、その償還費の増を見込みました。

その他の企業債については、減価償却費と同額を借り入れるものとして償還費の増減を見込みました。

サ 特定目的基金残高減少による一般財源負担額

現在、特定目的基金（福祉基金、障害者支援施設運営基金および緑地基金）を財源として実施している一部の事業について、数年のうちに財源としている基金残高が枯渇することが予想されるため、その後は一般財源で負担することを見込みました。

シ 社会福祉施設整備に伴う施設建設償還金補助

平成 22 年度までに整備する乳児院、児童養護施設、保育園、および今後整備予定の保育園、重症心身障害児者施設の建設時に事業者が借り入れた資金の償還に対する、市からの償還金補助の必要額を計上しました。

ス 重症心身障害児者施設の運営費（扶助費）

重症心身障害児者施設の運営にかかる扶助費の必要額を計上しました。

(2) B 平成 26 年度以降、負担額が減少する要素

ア 南処理工場等維持費（維持修繕費・人件費・運営費）

新ごみ処理施設稼働に伴い廃止となる南処理工場の維持修繕経費の減少、および新ごみ処理施設が本格稼働する平成 32 年度に、南処理工場の人件費・運営費や不燃ごみの処理経費等が皆減することを見込みました。

イ 公債費（新ごみ処理施設分を除く通常債）

既に借入れ済みの市債の返済と、平成 23 年度以降は元金返済額と同額を借り入れるという前提で返済額を見込みました。

なお、芸術劇場等の建設に際して発行した市債の償還は平成 32 年度で終了します。平成 25 年度の償還額は約 15.4 億円の見込みですが、平成 33 年度にこの額が皆減することになります。

ウ 新ごみ処理施設建設用地取得費

新ごみ処理施設建設用地の購入が、平成 25 年度までに完了する予定のため、平成 26 年度以降は用地取得費が皆減することを見込みました。

エ 市街地再開発事業

横須賀中央地区再開発事業のうち、国庫補助金を除く一般財源負担額の増加を見込みました。

オ 水道事業会計（広域水道企業団）に対する繰出金

水道事業会計を経由して神奈川県内広域水道企業団へ企業債償還費の一部を繰出していますが、平成 31 年度ですべての償還が終了する予定です。

カ 病院事業会計に対する繰出金

指定管理者制度への移行に伴い、平成 21 年度に発行した退職手当債（病院事業会計分）の返済に要する経費相当を繰り出しています。平成 29 年度にその償還が終了する予定のため、その分の繰り出しが収束する見込みです。

キ 長井海の手公園購入費（PFI）

平成 27 年度までの割賦で購入している部分、および平成 27 年度に一括で購入する予定の部分について所要の経費を見込みました。

一括で購入する予定の平成 27 年度は経費増となりますが、以降は経費減となります。

ク 市史編さん事業

市史編さん事業は平成 25 年度で収束するため、以後の経費減を見込みました。